

第1回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会会議録

日時 平成26年2月8日（土）

場所 兵庫県民会館

【会議開催時間】

会議開始時刻 12時20分

会議終了時刻 15時36分

【会議日程】

- 1 委嘱状の交付 市長から委員5名に委嘱状の交付を行った。
- 2 委員長の選出 委員の互選により大内ますみ委員を選出した。
- 3 職務代理者の選出 事務局一任により上脇博之委員を選出した。
- 4 諮問書の交付 市長より大内委員長へ諮問書の交付を行った。
- 5 委員会会議運営要綱の認定 原案どおり認定
- 6 委員会傍聴要領の認定 原案どおり認定
- 7 委員会会議の公開・非公開の認定 原則公開とする。
- 8 不正事務処理事件の概略説明 企画総務部長より説明
- 9 次回開催日の決定 平成26年2月28日（金）午後2時から
兵庫県民会館1101号室で開催決定

【会議録】 別冊による。

【当日会議に出席した者】

第三者委員会委員

安藤幹根

大内ますみ

上脇博之

北林泰

元吉由紀子

市当局

丹波市市長 辻重五郎

丹波市副市長 鬼頭哲也

技監 足立保男

企画総務部長 余田一幸

財務部長 山中直喜

企画総務部総務課副課長 前川康幸

委員会事務局

企画総務部総務課長 安田英樹

同課文書法制係長 井尻宏幸

同課文書法制係主幹 荒木一

同課文書法制係主査 山内佐由美

第1回丹波市不正事務処理に関する第三者委員会

日時 平成26年2月8日（土）

場所 兵庫県民会館

午後0時20分 開会

●安田総務課長 それでは改めまして、どうもご苦労さまでありました。本日、定刻10時というふうに招集をさせていただいておるにもかかわらず、非常に時間が遅れまして、誠に申し訳ございませんでした。

ただいまから丹波市不正事務処理に関する第三者委員会のほうを開催をさせていただきたいと思います。

私、本日安田総務課長を務めさせていただきます企画総務部総務課の課長安田英樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開議に先立ちまして、報道機関のほうから写真撮影等あるようでしたら許可をしておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それではここで、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会の開催に当たりまして、丹波市長の辻重五郎からご挨拶を申し上げたいと思います。

●辻市長 それでは、失礼します。丹波市長の辻重五郎と申します。

実は今日は本当にこの予期しない大雪といえますか、全国的な大雪に見舞われましたけれども、私のほうもまさに丹波市を象徴するような予期しないようなことがどんどん起こって、今日も皆さん方おそろいの中、我々が先に1時間前には到着して用意するというところで来とったんですけれども、高速道路も全て麻痺状態になりまして、4時間半に近い時間を要するというようなことで、1時間半でここへ来る予定だったんですけど、とんでもないハプニングが起こりまして、委員の先生方には大変ご心配、ご迷惑をかけたところでございます。まことに申しわけございませんでした。

このたびの丹波市不正事務処理に関します第三者委員会ということでこう会議を開催をいたしましたところ、本当に委員の皆さん方にはそれぞれご多忙の方ばかりでございます。ご参会賜りましてまことにありがとうございます。また、この委員の就任につきまして、これも大変ご無理を申し上げた委員の方ばかりでございますが、本当に快くお受けいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。また、平素から丹波市政各般にわたりましてお世話になつとる委員の先生もございましたりし

て、大変この点も改めてお礼を申し上げたいと思います。

丹波市におきましてこのたび連続して発覚いたしました不正な事務処理に関しましては、市民への信頼を大きく損なうという、そういう事態となっておりまして、市政を預かる立場といたしまして改めて心から深くおわびを申し上げたいと思いますが、この第三者委員会は市民のそうした市政に対する信頼を一日も早く取り戻して、外部の有識者の皆様方を委員として委嘱をさせていただいて、それぞれの専門的なお立場から客観的かつ公正な視点で、発覚した不正事務処理についての実態解明、あとそれに向けて必要な調査、さらには事実の検証等を行っていただいて、その結果を市民の皆さんに正確に公表して、今後二度とこのような過ちが起こらないように、再発防止についてのご提言をいただきたいと、こういったことで第三者委員会を設置させていただいたわけでございます。幸い、それぞれの分野におきまして第一線でご活躍されておる皆さん方ばかりでございまして、お願いすることができました。本市の行政の信頼回復のためにぜひともお力をおかしくさきたいと、このように願っております。

また、現在、市議会におきましても、地方自治法の百条の規定に基づきまして特別委員会が設置されております。不正事務処理の調査が行われておりまして、このことを重く受けとめているところであります。今後につきましては、議会における調査と、そしてこの委員会における検証結果やらご提言を踏まえまして、市長として私が先頭に立って職員のコンプライアンスの意識の向上なり、そして全職員が一丸となってこの不祥事再発防止、また職場の風土の改善、こういったことに取り組むことで、市政に対する市民の皆さんの信頼回復に全力を挙げていきたいと、このように思っております。

本日諮問をいたします事項につきましては、この事実の重大性に鑑みまして、ご提言いただいた再発防止策を迅速に実行していくことが必要ですので、できましたら、大変お忙しい中でございますが、夏ごろまでぐらいにご提言をいただければ大変ありがたいと、このように思っておりますので、どうかよろしく願いいたしまして、最初のご挨拶にかえさせていただきます。本当にお世話になります。

●安田総務課長 それでは、お手元に配っておりますこの会議次第に従いまして順次進行させていただきたいと思います。

次第でいいますと2番目の委嘱状の交付をさせていただきたいと思います。

委嘱状のほうは50音順に交付をさせていただきますので、こちらのほうから氏名を読み上げますので、お一人ずつ市長からお受け取りをいただきたいと思います。私のほうか

ら見て左正面のほうで交付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、安藤幹根様、よろしくお願いいたします。

●辻市長 委嘱書、安藤幹根様。あなたを丹波市不正事務処理に関する第三者委員会委員に委嘱をします。平成26年2月8日、丹波市長辻重五郎。よろしくお願いいたします。

●安田総務課長 続きまして、大内ますみ様。

●辻市長 委嘱書、大内ますみ様。あなたを丹波市不正事務処理に関する第三者委員会委員に委嘱します。平成26年2月8日、丹波市長辻重五郎。お世話になります。

●安田総務課長 続きまして、上脇博之様。

●辻市長 委嘱書、上脇博之様。あなたを丹波市不正事務処理に関する第三者委員会委員に委嘱します。平成26年2月8日、丹波市長辻重五郎。よろしくお願いいたします。

●安田総務課長 続きまして、北林泰様。

●辻市長 委嘱書、北林泰様。あなたを丹波市不正事務処理に関する第三者委員会委員に委嘱します。平成26年2月8日、丹波市長辻重五郎。よろしくお願いいたします。

●安田総務課長 続きまして、元吉由紀子様。

●辻市長 委嘱書、元吉由紀子様。あなたを丹波市不正事務処理に関する第三者委員会委員に委嘱します。平成26年2月8日、丹波市長辻重五郎。よろしくお願いいたします。

●安田総務課長 続いて3番の、委員の皆様方の自己紹介ということなんですが、先ほど副市長からお話がありましたように、それぞれ自己紹介を既にしていただいたということでございますので、まことに失礼ですが割愛させていただきたいと思います。

続いて、本日出席をしております職員の紹介だけさせていただきたいと思います。

最初に、丹波市長の辻重五郎です。

●辻市長 辻でございます。よろしくお願いいたします。

●安田総務課長 丹波市の副市長鬼頭哲也でございます。

●鬼頭副市長 どうぞよろしくお願いいたします。

●安田総務課長 丹波市技監の足立保男でございます。

●足立技監 よろしくお願ひします。

●安田総務課長 企画総務部長余田一幸でございます。

●余田企画総務部長 余田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●安田総務課長 財務部長の山中直喜でございます。

●山中財務部長 山中でございます。どうかよろしくお願いいたします。

●安田総務課長 また、本委員会の庶務というのが総務課のほうで所管をすることになりますので、本日、総務課の職員も参っておりますので、ご紹介申し上げたいと思います。

総務課の副課長前川です。

●前川総務副課長 前川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●安田総務課長 続いて、文書法制係長井尻です。

●井尻文書法制係長 お世話になります。井尻です。よろしくお願いします。

●安田総務課長 同じく主幹の荒木です。

●荒木文書法制係主幹 荒木といいます。よろしくお願いします。

●安田総務課長 同じく主査山内です。

●山内文書法制係主査 山内です。よろしくお願いします。

●安田総務課長 そして、私、安田総務課長の安田です。これからいろいろとお世話になりますけど、よろしくお願いいたします。

それでは、5番目の、定足数の報告ということでございます。

会議資料でいいますと3ページをちょっと開いていただきたいんですが、そこに条例がついております7条の2項、ここに、委員会の会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができないということになってるんですが、本日、5名全員おそろいになっておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告を申し上げたいと思います。

それでは、6番、第三者委員会の所掌事務ということで、この内容について説明をさせていただきますと思います。説明については、余田企画総務部長のほうからよろしくお願いします。

●余田企画総務部長 それでは、所掌事務でございますが、一気に内容に行く前に、全国で第三者委員会というのはたくさん設けられておりまして、資料も大分拝見させてもらいたんですが、特徴としては、やはり一つの事件に対する再発防止、それからもちろん改善策というのがほとんどでございます。ですが、ここが1点目の実態把握のところなんですが、丹波市の場合、特殊といいますか風土といいますか、なかなか正直に出てこない現状にあります。例えば丹波市の、今日資料7で上げております水道部における23年度の実施設計業務、この業務が話題になったときに、例えば明石市さんなんかは、丹波市がこんなことやってる、ほかないんかということを調べると、ぱっと手が上がってきて、こんだけありましたと。で、丹波市の場合は、もうない、もうない、ほかはない、ほかはないということで、資料8の、実はその前にやっていたという傾向がありまして、実際、幅の話

として、本当にこの2件だけなのか、もっとほかのこともやってるんじゃないか、あるいは水道部以外の部署でも同じような手法でやってるんじゃないかという、一つは実態の把握がやはりちょっとよその第三者委員会とは一つ違うんかなと。その中で出てくるその根深さといいますか、中には、本日の案件でいいますと資料10の消防の物品の不正購入事務については、背景にパワハラ、副課長から係長へのパワハラがありまして、消防の副課長から係長に対して非常に従属的な関係になってたと。それで、例えば見積書のある1社だけ再提出に関しても断り切れなかったというような背景というか深みがございます。ですので、所掌事務としては、全国の例と比較すると異なるかもしれませんが、一つは実態調査が大きくお願いできないかなというのが1点でございます。

この中では、私どもの案というか思いつきといいますか考え方ですが、例えば自主申告に協力した職員に対する懲戒減免といいますか、これを使うことはどうかなと。ただ、その中で非常に刑罰法規に触れるような重いもんが飛んできたときに、さあどうするかということもあるんですが、この際、うみを出し切るためにも、実態を完全に把握し切りたい。その中で、それに対する改善策、それは単なる事務処理の話なのか、あるいはもっと先ほど申しましたパワハラも含めて職場というか組織の風土まで飛んでいくのか、その2点、それを踏まえて再発防止策のご提言をいただけないかなというふうに考えております。条例でいいますと3ページ、第2条の1号ないし2号が、今申した実態把握とそれに対する改善策を本委員会の所掌としていただけないかなということでございます。

なお、これもあわせてこの際申しておきますと、この下に、委員会の下に、不正事務処理の検討、内部の組織を設けておりますので、当委員会としてはその方針というか調査方法とか、そういうプランを練っていただければ、実行部隊としての手足は用意いたしているところでございます。また、第三者委員会にいわゆる調査担当弁護士を置けることも可能になっておりますので、その点もあわせてご検討いただければ結構かなと思います。まず所掌事務としてお願いいたしたいのは、条例に上げてます不正な事務処理の事実関係の解明、その他実態把握と、これらの実態を把握した上での再発防止策のご提言ということ、あるいはそれに関してほかに必要なことがあれば当然やっていくわけですが、まずはこの2本で所掌をお願いいたしたいということでございます。

以上でございます。

●鬼頭副市長 ちょっと補足ですけど、実はそこについては、先ほどかなりの時間、1時間半にかけて、ここの委員会の位置づけをどうするのかということをお大分ご意見をいただ

いて、今企画総務部長が申ししたのは、その辺の議論は聞いてないということですのでご容赦いただきたいんですが、当初我々が思ってたということで先ほど私が説明したことでありまして、その中で第三者委員会が実態把握を直行うのか、あるいはそれは市が行ったものに対してどう評価を与えていくのか、あるいはその他の今上がってるもの以外に対しての実態把握をこの委員会がするのか、あるいはそれはそれへのアプローチの仕方とか、あるいはここの市が行ったことに対してその他の案件がこれ以上ないということをお願いすることについて、例えばこういうアプローチをした結果、ないということに対してどう評価するのかというような仕方にとめるのか、現にもう第三者委員会として実態把握に乗り出すのか、その辺については、先ほど皆さん方の委員では、それは第三者委員会としてはなかなか難しいんじゃないかというようなご意見があったということはこの前のフリートークではお話は聞いてますんで、再度その辺はまたご議論いただいて決めていただくということになるかというふうに思いますので。

●安田総務課長 そしたら、6番は、申し上げました説明、それから午前中に副市長との懇談の中でいただいたことも含めて、第三者委員会の所掌事務ということでまたご検討いただきたいと思います。6番についてはよろしいでしょうか。

●北林委員 ですから、受けるかどうかということについての、やっぱりそこのことというのは大きなところがありますから、既にもう就任のこれ出してるんですけど、でも先ほど来の議論としては皆さん委員が一番関心あるところで、今部長さん言われたところもまさにちょっと違うかなというような部分もあるんで、そこのところはやっぱりちょっと最初に議論しといたほうがいいんじゃないかという気は、先に行ったとしても、ちょっと最初の入りが違ったところで行ってもどうかなという気はするんですけどね。

●鬼頭副市長 先ほど非公式なフリートークという中でのお話でしたので、もう一度、ちょっとダブるかもしれませんが、委員の皆さん方のご意見を言っていただければというふうに思います。

●北林委員 そしたら、最初にちょっと思いましたのは、素直な気持ちとして、第三者委員会がやったらなぜ今までわからなかったことがわかる可能性が出てくるのかね。それは例えば、いやもう実際やったことに対して懲戒も減免するよというようなことね。もちろんそんなことができるんだかないかということは大きな問題としてあるんですけども、そこまでしないと出てこないというのはちょっとこれ組織としても物すごく大きな末期的な状態に近いんじゃないかと、こう思うんですけどね。やはりまずは一つの大きな市は組

織ですから、そこでいろんな汗をかいてやられたと、それでだめで、こういう委員会という名前をしたら何でそこら辺がわかるんかというのは、ちょっとわかりにくいんですよ。ですから、やられた今までの——先ほども議論あったんですけども——調査の内容で、こんな点は聞いてないんじゃないか、こういう角度がないんじゃないかというのは、それは十分可能だと思うんですけども、それはちょっとおいたとしても、なぜこの名前を課することによってそしたらその部分がみんな出てきて、そこで一つの土俵というんか、まずは事実をきちっと押さえられたということになるんかというのがね、そんな簡単なもんかなあと、こう思うのが僕はちょっと素直な気持ちなんですけどね。

●余田企画総務部長 個人的な意見というのをちょっと前置きさせていただいて、議会のほうに百条委員会ができております。で、百条になると、何かぼろぼろ出てくるんです。それは権威というか、偽証罪にかけられますよというバックボーン——何もそんなプレッシャーかけてないんですが——を持つと、ぼろぼろ出てくる。で、やはりこれも条例で附属機関として設置した第三者の先生方による独立の機関とすれば、丹波人の気質といいましか何といいますか、出る可能性は大いにあると思っています。

●北林委員 丹波人の気質か。

●余田企画総務部長 先ほどおっしゃったように、ちょっと市長、副市長からは答弁できないんですけど、かなり末期的な症状やと思います。それは、この後、事例を説明させていただきますが、例えば消防署の不正事務にしても、その前に実はもっと公金横領の不正がありまして、ずうっと一人一人の研修もやってきて、その上で去年の暮れにこういうのがぼんと起こってくるわけです。私どもからしたら、おまえらこれしょっちゅうやっとなかひょっとしたら、こんな大胆なやり方。それはちょっと内部の私どもの聞き取りでは限界であるというのが正直なところです。

それと、いいですかね。全般的には、これ職員側から業者、企業に働きかけをしとるわけです。一つの強要みたいなものをしている。で、職員のほうがリードしてこれらの事件が起こっているという中で、やはりこれも一つの案なんですけど、できるかどうかわかりませんが、企業側に例えば不利益なことは一切今後しません、指名停止とかそういうこともしません、そういう中で、職員のほうから、これは未完了でもいいからとにかく完成届の判こだけ押してもらうたら金を先払うから、翌年度になってもかまへんからというような働きかけはなかったですかというような、ある種のいわゆる相手への安全性とか担保みたいなものを保証するとすると、やはりそれは丹波市ではなしに、条例設置の第三者委員会

でないと、相手方はもう与信度とかないんかなという、与えられないんかなというのがあります。

●北林委員 何か丹波人の気質と、こういうあれが出てきたときに、最終の答えというのが何か感じないではないんですけれども、それでもって、そういうある種どうでもできるような解釈でもって、この委員会の名前を使ってこういういろんなことをやるというときに、その実際の出てくる答えにもよるんですけども、そこら辺のアプローチがちょっと何かまだ議論が足りないというか、それは今までやられてきた調査の中身をずうっとお聞きをした中で大分わかってくることも大分あると思うんですけどね。ですから、組織的な面でやり方ということについてどうかなというのとはわかってくると思うんですけども、個人のどこまで何か第三者委員会やからということによって新しい何かが出てきたり、それからそれについてどうかということまでいうのは、ちょっと何かこう、あれ、そんな簡単な話かなという気はしないでもないんですけどね。簡単というのとは、そんなに簡単にいろいろ出てきて、その中で事実が全部ここで完了しましたよと、こういうところまでなるんかという点については、それはやってみないとわからない部分もあるんですけども、ちょっとイメージとして浮かびにくいところがあるんですけどね。

●余田企画総務部長 もちろん先生おっしゃるように、出口がどういう出口になるかいうのは正直なところわかりません。ただ、入り口の話として、丹波市として今までやってきたアプローチの入り口よりも確実にやはり広がって、突き抜けていけるんじゃないかという、アプローチとしての可能性は……。

●北林委員 可能性というか期待ですね。期待も含めて、可能性はあるというぐあいにお考えになってるからやられたと思うんだけど。

●余田企画総務部長 可能性かつ期待です。

●元吉委員 今までの既存のやり方じゃない違うやり方を突破口として見つける手だてを目的としているということはあると思います。ただ、そこに委ねてしまうと意味がなくて、子育てをうまくできてないと、じゃあうちの子どうしたらいいでしょうねって誰かに相談をして、こんな叱り方がいいですよとか、こういうふうな例えば教育の方法もあるんじゃないですかと、自分はもちろんよかれと思って一生懸命愛情をかけて子育てをしてるけれども、やり方に自己流になってしまってる限界があったとしたら、ちょっと違う人から見て違うやり方を試してみるということにおいては、その一部を補完するやり方を見つける必要はあると思います。ただ、親をかわるわけではないので、やっぱり通常のやり方

とそのやり方とにどう違いがあり、新しいやり方をいかに常態化して、じゃあ本来の親子関係が築けるようになるにはどうしたらいいかというのをを見つける必要があると思うので、目的は、まず本人たちが調査をし、本人たちが予防している策をどういうものかという前提のもとに、それで足りないもの、もしくはそれを補完してやる新しいやり方は何かということを見つける第三者委員会だろうと位置づけは理解をしたいなと思っています。それを、現場に入って全て正すことに第三者委員会そのものがあるわけではないだろうという、主客が転倒しないようにはしたいなと。

●余田企画総務部長 それは冒頭言わせていただいたように、第三者委員会の委員の皆さんが現場へ入って一個一個やっていくということは全然想定してません。なので、その手足となるような方針を示していただけたら、それをやる内部の組織は、それはありますので、それはいわゆるコントロールタワーとして、こういうやり方でどうや、アプローチでどうやというのをいただければ、それは手はあります。ただ、今元吉委員おっしゃったお話には、2段ロケットみたいになってて、親はかわれない、最後はやっぱ実際の親になる、それは今後の改善策の話で、でも何が問題かという、ちょっと違う親から見るという視点は第1段のロケットとして、そこを期待といいますか、そこに可能性を持っているということ。

●辻市長 よろしいですかね。このたびご無理申し上げた私からお話しさせていただきますと、最初にこの事件の水道部の事件が起こったときに、内部で不正処理委員会を持って内部調査をして、そして職員憲章いうのをつくって、これだけのことを守ろうというようなことで、お互いにそれを職員同士が仕事の前にそれを斉唱するというのもして対応してきたという事実もあるんですが、そのときに職員を告訴しましたから、警察にあとお任せするということで、とりあえず行政上の処分をして、そして告訴したという経過がございまして、警察のほうへ行きますと、内部で我々が調査したと全然違う調査の仕方をされますので、僕の目の前ではっきりこれ以外はないなと言っていたときに、ありませんと言いつつ切った人が、警察ではまだありますということを言って、次の事件が、それ以前の事件がわかってきたと、そういう事実もありまして、その辺が、どういうんですか、これ内部で幾らこう言っても、やっぱり甘えもあるんでしょうか、それからこちらの手法にも問題があつて専門性に欠けとる点もあったかなというふうなこともあったりして、随分内部調査の限界というのか、そういうものを感じましたので、ぜひ、今回こうして連続して起こる、そういった中身について実態調査なり検証なりしていただいて、今後のあり方を、

再発防止につながるようなご提言をいただいたらうれしいということをお願いしとるわけですけれども、それにしましても、今のお話も出る出ておりますが、100%全部ここでほんなら解決してくれということをお願いするのはないんで、これは当然我々実際それを実施していく中でこれから積み上げていかなきゃいけませんけれども、そういった中でぜひ先生方のそれぞれの専門的なそういう中でのご指導をいただいてご提言をいただきたいなということをお願いしとりますので、我々もだから力いっぱいそれに対して対応して、二度とこういうことが起こらんようにいうことでやってきたんだけど、何かそこに十分じゃないことが、たくさん欠けた点があるんじゃないかということで、その辺の我々自身も反省をしなきゃいけませんし、職員自身も、今言いましたように警察だとか議会百条だとか専門家の第三者委員会だとかいう、そういうことでこの中身について実態がより検証できるという、そういう意識的なことも随分働くんじゃないかということも期待しとるんですが、そういったことで、内部でのそういう限界で、こんなことをやってたんではだめだということで、今回大変ご無理を申し上げてお願いしたわけでございますので、その点で、職員一人一人それぞれ、これ旧町の、丹波市この11月1日で10年になるんです。ところが、旧町の6町から引き継いできたもんがなかなかまだすっきりとれてない面もあったりして、そういった、前からこういうことやってたんだとかいうやり方について、それから公金の横領は別ですけれども、こういうやり方で、何方式つうんですか、旧町的方式があって、そういう一面もあるというふうなこともわかりましたので、そういう点も踏まえて一度大きくこのやり方を変えて、本当に再発防止ができるかどうか、そういう、末期症状だとおっしゃっていただきましたけども、まさにそういった思いの中でお願いしとるわけでございます。

●鬼頭副市長 委員の先生方の思いというのは委員会始まる前に私は大分お聞きしたんですけども、おそらく問題になってるのは、第三者委員会の指導助言を得て不正防止委員会という内部の委員会が調査をするのか、第三者委員会が内部の不正防止委員会を使って調査をするのかという、同じように不正防止委員会が調査をしたとしても、それは不正防止委員会がやるのか第三者委員会が間接的にやるのかという、要するに最終的にその調査の責任はどこにあるのだということだろうというふうに思ってるわけなんですね。委員の先生方がおっしゃるのは、やっぱり調査をするのは市当局が自分の問題としてきっちり調査する、でも今までの調査のやり方ではいろいろ限界があり問題があり、だからそれは第三者のいろんな専門的な立場でいろいろ指導助言をしていただいて、これまでの仕事の仕

方、アプローチの仕方を聞いて、そこはこれはまずいんじゃないか、こんなやり方をしたほうがいいんじゃないかというようなことを言った上で内部委員会がきっちり調査をなさという位置づけではないかというのがおそらく委員の皆さん方の意見ではないかなというふうに思ってるんですが、それを今一番最初に決めてしまうか、あるいは一定これから、今までこんな事案に対してこんなアプローチ、こんな調査の仕方をやってきましたということを一定ご説明をした上で再度お決めいただくのがいいのかなと、私は今のところ、その事案の調査に入る前に決めるよりもという気はするんですけど、いかがですかね。やっぱり最初にそこを決めないとなかなか入れないということであれば、時間をかけていただいてもいいのかなと思うんですけど。

●大内委員 私なんかは実務家ですから、とにかく進めていくことが大切ということで、最初に余りきっちり決めるのはどうかとは思いますが。それに、第三者委員会に期待してるのが、調査によって、もうこれ以上何もありませんと、うみは全て出しましたというふうな調査を期待されるのであれば、それはちょっと能力に余るということなんですけれども、そうじゃないという、要するに再発防止の提言をするために必要な調査と実態解明なんだというところさえ押さえといていただければ、どういうふうにやっていくか、具体的なことはまたその都度説明をお聞きしたり、そういう中で決めていけばいいのかなあというふうに思いますけれども、だから入り口で余り議論してもなあという気はします。

●余田企画総務部長 今の大内委員のあれですと、私がお伝えしたいのは、第三者委員会が力を出してピッチャーのようにしてうみを出せと言ってるんじゃないしに……。

●大内委員 うん。そう言われると、こちらも難しい。

●余田企画総務部長 コツはこうですよ、こうやればということで私どもがぐっと力を出すということを私は言いたいんですが。

●大内委員 はい、じゃあ同じこと。

●鬼頭副市長 ということで……。

●元吉委員 その前提であれば、はい。

●安田総務課長 そしたら、この15番の議事の中でも、(1)番の事業の概要説明の後に、今後の調査の進め方という形でご検討いただく時間がございますので、今ご指摘いただいた点については後ほどまた検討いただくということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、7番目、委員長を選出ということで、そちらのほうに移らせていただきたい

と思います。

これも3ページの条例の第6条の1項のところに、第三者委員会の委員長は委員の互選により定めるというふうにされております。したがって、この場におきまして委員長の選出をしていただきたいというふうに思うわけですが、どのように進めさせていただいたらよろしいでしょうか、お諮りをさせていただきたいと思います。

●上脇委員 その前に1点だけ。私たちは独立してやることになってますし、事務局としてはもう総務というふうに条例上決まっていますよね。場合によっては事案の説明で、ひょっとすると総務以外の方が説明されれば、これ残っていただかないといけないんですけど、市長始め午後の予定もあるというふうに言われていますけど、どうでしょうか。もう実質、委員長を選ぶところから実質審議が始まるんですけど、皆さんずっと残っておられるのか、事務局を中心に、あるいは一部説明でされる方だけが残るのか、そこはちょっと……。

●鬼頭副市長 市長以外は全員残ります。

●上脇委員 市長以外というのは、説明で残られるということですか。

●鬼頭副市長 説明、何というんですかね、不正防止委員会のメンバーが一方で私が委員長で、今日来てる者が不正防止委員会なんです。ですから、この後、第三者委員会のいろいろご指導、ご助言をいただきながら、我々不正防止委員会が実態解明にいろいろということの前にいろいろご意見を聞いといたほうがいいたろうということで、残らせていただこうと思っています。

●上脇委員 僕らの答申を待ってじゃなくて。

●鬼頭副市長 はい。

●余田企画総務部長 上脇先生、この資料のこのオレンジの中敷きの裏側の8ページ、これが、ちょっと粗っぽいんですけど、全体的に今考えている第三者委員会と私たち内部の不正事務処理防止委員会の全体の流れ。

●上脇委員 ええ、実はこれ午前中質問しまして、必ずこれでやるんですかということで質問したところ、必ずしもこれでやるわけではない……。

●余田企画総務部長 もちろん。

●上脇委員 ということでしたので、これを使うかどうかは第三者委員会で検討することですので、必ずこれを使うというわけではないので、ちょっとそこは気になったものですから。要するに多分、これは後の審議にかかわるんですが、再発防止委員会での実

態調査でも十分ではなかったっていったときに、なかなか正直に事実を説明できないということであれば、私たちに期待されるのであればなおさらなんですが、やっぱり事務局に限定して、できるだけ私たちは独立でやってますよという、そういう形をとったほうがおそらく、今後仮にもし、もしですが、何か事実解明のためのアンケートをやったとか、回答も返ってきやすくなると思うんですけど、それはあくまでも期待、可能性の話ですけど、そこはいかがですかね。

●余田企画総務部長 全然、何か問題ありますか。

●鬼頭副市長 結局その今のお話も先ほどの話と非常に深く絡んでるのかなというふうに思います。要するに第三者委員会が直接いろいろ調べていくと、それは事務局を使って調べていくという意味で、要するにもう動きは第三者委員会が独立して動いていくというのと、それから一方で、第三者委員会のいろいろ指導助言をいただきながら、やっぱり調査するのは内部の不正事務処理委員会がやっていくと。ただし、今までの不正事務処理委員会のやり方ではつかみ切れなかったところについてはどういうところが問題やったとかいうことをいただきながら不正防止委員会がやるのかという、そこがやっぱり違いになってくるのかなという気はしますけどね。そういう意味では、もしやっぱりそこを明らかにしようと思うと、先ほど後にしましょうかと言った、第三者委員会がやっぱりじかに全てやっていくのかどうかという第三者委員会の位置づけに戻るのかなという気はしますが、そんなことないですかね。

●上脇委員 最低限ちょっと議論しておかないといけないかなと思ったんで、絡むといえれば確かに絡むんですけどね。とりあえず後に委ねますか。

●北林委員 だから、この不正事務処理等再発防止委員会というのは第三者委員会の事務局みたいになるでしょ。事務局でしょ。

●鬼頭副市長 ちょっと違うんですよ。今……。

●北林委員 いや、だから、そしたら先ほどの話の中で、今までから不正事務処理等委員会がやってきて調査をしましたよと、それについて結局なかなかほんまのことでない部分もあるんじゃないかということで、それでどうかということで、第三者という名前をとにかくちょっと使ってやろうじゃないかと、こういうことですよ。そのときに、不正事務処理等再発防止委員会ということでまた、第三者委員会の依頼を受けというような枕言葉をつけたとしても、ここがやるんだったら今までと変わらないということになるんじゃないですか、流れからいって。

●鬼頭副市長　そういう意見も当然あるかと思います。

●北林委員　いや、その中身、ちょっと僕わからんけどね。受ける職員のほうからしたら、前からやってるところはちょっと形容詞が上に1語ついただけやんか、なら何も変われへんという意識を受けることはないんですか。

●鬼頭副市長　いや、そういう意見も当然僕はあるかと思っています。ただ一方で、いやいや、不正事務処理防止委員会のいろんなやり方の問題点とかアプローチの仕方をいろいろ受けて、それは専門家の意見を受けた上で調査をやり直してというようなことと言える部分もあるでしょうし……。

●北林委員　あるよね、確かにそうよね。

●鬼頭副市長　それはどう評価するかだと思います。だから、両方の意見は当然あるだろうと思いますね。

●北林委員　でも、職員の……。

●鬼頭副市長　ただ、先ほどから委員の先生方がおっしゃってる第三者委員会が直責任を持って調査をして、その調査をした結果、それは事務局の企画総務部を使って調査をした、その結果について第三者委員会が直で責任を持つのかどうかということかと思いますがね。企画総務部の事務局を使って指示をして第三者委員会がじかに責任持って動く、そしてその結果については第三者委員会が負うということになって、この調査した結果、これ以外にありませんということで第三者委員会が宣言をしていただけるということまでやっていただきたいというのはもともとありましたから、そういう形でやっていただけるのであればそれにこしたことはないですけども、先ほどからご意見を聞いてると、それは違うやろというご意見が多かったのかなと。

●北林委員　いや、僕の言ってることは矛盾したことをずっと言ってるんですけどね、あえて。ただ、先ほどの前段の話の中で、今までから不正事務処理等防止委員会やってきてだめだったからと、こういうのが強くなってきたから、それでこういう手段を用い、手段というか方法を用いたんですよということだったら、その実質的な中身というのはちょっとおいたとしても、それはやっぱり形としてはその流れからいったら第三者委員会というのを使わないと、受ける職員にとってみたら同じ調査やら何か全然変わってないじゃないかというおそれは出てくるんじゃないかという意味で、ちょっと私も矛盾したこと言ってるんですよ、頭の中ではね。ちょっとそういう危惧があったもんですからね。

●余田企画総務部長　いや、例えば仮に私どものAという職員、企画総務部のを使ったと

しても、第三者委員会というものと不正事務防止委員会の職員やというようにすみ分けと
いうか……。

●北林委員 ないでしょ。

●余田企画総務部長 切り分けなんか……。

●北林委員 できない。

●余田企画総務部長 職員なんかようしませんよ。

●北林委員 うん。いや、だから僕が言ってるのは、受けるほうの職員が、今までは、さ
っきの説明では、この防止委員会ということでいろいろ調べて、個人も含めてやったけ
ど、それはほんまのことがなかなか出てこなかったんじゃないかなというようなのが大き
なこの委員会設立の理由になってるということだったら、その部分というのは何らかの格
好で出していかないと、調査したとしても受ける職員のほうは全然前と変わってないじゃ
ないかということにならないんですかと、こういうことなんよ。だから、そこら辺のどこ
をちょっとう、対職員との顔というのが我々わかりませんから、実態がちょっとわから
んところなんですけどね。

●鬼頭副市長 例えばアンケートを出すと、そのときに不正防止委員会の名前で出すのか
第三者委員会の名前でアンケートするのかわかるような、まあ言うたら単純な話をしたらそ
ういうようなところかもしれませんね。第三者委員会という名前でやることによって、今
までと違う組織が調査をして、一定のプレッシャーを与えるという効果がもしかしたら
期待できるのかもしれませんが。それは第三者委員会の指導を得た不正防止委員会がや
ってるとなれば、今までと一緒やないかというふうにとられるかもしれませんし。という
ようなことですかね。

●北林委員 まあまあ。

●余田企画総務部長 ですので、そのアンケートにしても、今までそのアンケートの設問
について第三者委員会のノウハウとかこういうアンケートの内容にすればどうやっていう
のは、当然一つの可能性ですよ。それから、第三者委員会の名前でこのアンケートをす
るんやと、実際するのは我々としても、それはある種の期待感ですよ。ちょうど今、何
か耳が聞こえとったとか聞こえてへんだかいう作曲家のCDがばあ売れてますけど、そん
な感じかもしれないです。

●上脇委員 ちょっと視点を変えると、私たちは場合によっては再発防止委員会のやり方
をチェックしないといけない可能性があるんですね。

●北林委員 そうそう、それはあるね。

●上脇委員 だから、チェックされる方がここにいらっしゃるっていうことになるんですよ、実はそれは。だったら、ほかの部署だってみんな出るんかと。そうはならないでしょ。多分、ある部署の方、場合によってはですよ、あるかどうかはちょっとおきます。委員会で決めますので、例えば消防のところに来てくださいと、意見を聞きます、で、聞きました。で、再発防止の担当の方で説明してくれる人来てくださという場合もあるかもしれないですよ。だから、もう最初から再発防止の方が同席されるのと、私たちがお願いして出席するっていうのとじゃ意味が違いますよね。そこはちょっとひっかかる。多分今日記者の方も来られてるので、どういうふうに進めるかを新聞で読まれると、こういうところに正直に言っても、今までと一緒にやったら通過でもう流れちゃうんじゃないのと。委員会どうなるかわかりませんが、例えば匿名でアンケートをとる場合もあれば記名でやる場合もあるわけですね。記名でやっちゃったらほぼ漏れるというか、ばれちゃうわけですよ。今まではやっぱり言えなかったと。しがらみもある、何かの理由で言えなかった。だけど、第三者委員会だから言えるということで、期待があるわけですよ。あくまでも実際できるかどうかはちょっとおいといて、そういう期待をちょっとでも生かそうとすると、いやうちは本当に独立してて、事務はもう限りなく限定してやってますよ、守秘義務もかかってますよという形でやったほうが、場合によっては実態解明、ここはあくまでも可能性ですし、期待に応えようという、その視点です。そのほうがいいかなっていうふうにちょっと思ったもんですから。

●余田企画総務部長 よくわかりました。

●鬼頭副市長 そこはどうでしょう、お決めいただいたらいいかなと思うんですけどね。

●北林委員 言われたことが実質的にできるんですか。できるんですかというのは何かというと、やはり皆さん方が掲げる看板は別にして、実質的にやらないとだめなわけですね、実質的にやってもらわないとね。だから、例えばがらっとメンバーかえて、違う方で同じようなことを、また事務局的なことをできるかといったら、これはできないわけでしょう、現実問題として。スタッフの関係とか過去からのいきさつとかいうふうな含めてね。そこらあたりというのは例えば、いやもうそれは今までのあれとは全くかえるんだから、違う人数でいうことだったらしめようということだったらいんだけど、行政の経験者から見たときに、そんなことは到底頭には浮かばれないんですけどね、おそらく。

●元吉委員 現実問題難しいだろうということですよ。

●北林委員 はい。

●元吉委員 推進する。そういう意味では、庁内にある不正事務処理等再発防止委員会の取り組みをもちろん前提としてまずしっかり私たちは理解しなきゃいけないところからあるので、今日同席いただきながら多分一緒に知ることが必要でしょうと。でも、それは全部をそこにお任せしますということでの話ではなく、その委員会の機能が適正に果たせてるか、それをよりよくするためにはもっと違う案があるんじゃないかと思った場合には、不正防止委員会にお願いする以外のルートを事務局経由でお願いする場合がありますと。多分その自由度を幾分かちゃんと持たせていただきますかっていう、程度の問題としてはそうなんじゃないかなあと。そこが多分にあるわけではないと思うんですけども。

●余田企画総務部長 すみません、不正事務処理等再発防止委員会というのは、23年度の水道部の設計の未完業務の再発防止につくった委員会として、今現在はもうデッドと、死んだ状態なんです。

●鬼頭副市長 えっ、常設ちゃうん。

●元吉委員 常設じゃないんです。

●余田企画総務部長 常設ですけど、委員自体もまだ決まってませんし。

●鬼頭副市長 すみません、ちょっと先に説明・・・、僕が、不正防止委員会は私が、副市長がトップの委員会って説明したけど、これはデッドなん。

●余田企画総務部長 いえ、それは合うてるんですけども、スタッフとしてまだ選手も集まっていない、デッドな状態ですよ。

●元吉委員 形式だけ。空箱。

●余田企画総務部長 うん、今動いてないですよ。

●鬼頭副市長 まあまあ、そういう……。

●上脇委員 いや、さっき再発防止委員会のメンバーですからっていうふうに言われたので……。

●余田企画総務部長 メンバーはメンバーですけど、活動としては今のところはしてない。

●元吉委員 あ、活動してない。でも、形はあるんですね。

●大内委員 常設だったら形はありますね。役職で入る方が決まってるんでしょ。

●余田企画総務部長 いやいや、不正事務処理再発防止委員、そうか、そうですね。は

い。

●鬼頭副市長 今設置されてる状態やろ。

●元吉委員 じゃ、いいと思います。

●鬼頭副市長 だから、デッドではないんやろ。

●元吉委員 休火山ぐらい。

●余田企画総務部長 活動としてはデッドですよ。

●元吉委員 休火山。

●上脇委員 事実上っていう話ですね。制度上は……。

●余田企画総務部長 副市長をトップに……。

●上脇委員 とられてるわけで。

●余田企画総務部長 これでこの事件の分を何かしたということは一切ないですよ、まだ。法令遵守委員会は動かしましたけど。

●鬼頭副市長 で、法令遵守委員会の後を受けて……。

●元吉委員 法令遵守委員会。

●鬼頭副市長 法令遵守委員会というのは苦情処理委員会のことですが、それを受けて今いろいろ動いてるのは不正事務処理委員会が動いてるんじゃないの。すみません、ちょっと事務局の内部で。

●余田企画総務部長 副市長がおっしゃる動いとるというのはどういことですか。

●鬼頭副市長 今までずっと調査をしてるやんか。

●余田企画総務部長 えっ。

●鬼頭副市長 具体的に例えば青垣の新水源の問題を今いろいろ調べたりしてるやん、水道部に調べえ言うたりしながら。それは不正事務処理委員会として動いてるんじゃないの。

●余田企画総務部長 不正事務処理委員会の事務局という感じですかね、イメージとしては。

●鬼頭副市長 事務局ということは、やっぱり委員会があるから事務局が……。

●元吉委員 機構として体制がありますかっていう。

●鬼頭副市長 要するに青垣の新水源の問題を今誰が調べてんねやということやけど。それは僕はずっと、今の不正事務処理委員会がこういうことをせえ、ああいうことを調べえいうて指示を出して動いてるというふうに僕は理解してんねんけど、そうじゃないん

だ。

●余田企画総務部長　ちょっと、この絵に落とした私のニュアンスとして、この第三者委員会の指示を受けて、要は下りの組織ってわざわざ書いとる、その思いが強かったもので、それは確かにおっしゃるとおりです。第三者委員会が今……。

●鬼頭副市長　例えばメイケンの問題を調べたのは不正防止処理委員会やんなあ。で、その後の水道部の2件目が途中で発覚して、その問題もずうっと調べてるのも、僕はまあ言うたら不正事務処理委員会がずうっと調べてきてるというふうに理解してんねんけど、そうではないんか。

●余田企画総務部長　すみません、おっしゃるとおりです。ちょっと私、訂正します。副市長のおっしゃるとおりです。

●鬼頭副市長　ということであれば、ここもまだちょっとうやむやのままに、事務局としては先に進めたいという意向もあってなんですけど、例えば今日は、過去のいろいろ事案についてどういう調査をし、どういう結果が出てるかというのをまず理解していただくためにご報告をしますよね。それはまあ言うたら多分に不正事務処理委員会として調べてきてるんで、そういう意味でチェックのかかる対象かもしれませんが、一方で事務処理委員会が調べてきたこと、あるいはどんなアプローチをしてきたかということをもまずは知っていただくという意味で、少なくとも今日出席させていただくということについては問題はないのかなと……。

●上脇委員　いや、先ほど僕が言ったのは、事務局と、説明するためにいらっしゃるんであったらいていただいて……。

●鬼頭副市長　問題ないという。

●上脇委員　いや、むしろいていただかないとわからないわけで、裏返せば、一旦説明が終われば、これがずうっと継続するわけではなくて、必要なときには来ていただくという形になるので、そこのちょっと確認をしておかないと、皆さんお忙しいのにずうっとここにかかわるってことになっちゃいますから、そこはちょっとはつきりさせておいたほうがよろしいかと思った次第です。

●鬼頭副市長　そうしましたら、第三者委員会と不正事務処理防止委員会との関係とか、あるいは第三者委員会がどこまで責任持って実態調査をどこまでやるのかという問題もいろいろあるんですけども、そこは一応委員の先生方いろんな思いを持たれてるというご意見を踏まえた上で、今決めずに、とりあえず今日、今までの調査をどうしてきたかという

ことを聞いていただくという前提で、不正事務処理委員会を説明の側として出席をさせていただくということで進めさせていただくということでよろしゅうございますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●鬼頭副市長　ということで。

●安田総務課長　そしたら、説明員ということで出席をさせてもらうという立場ではあるんですが、後々の議事については委員長さんのほうで進めていただくということになりますので、ちょっと次第のほうに戻りますが、7番の委員長選出について、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか、ちょっとお諮りさせていただきます。

なお、委員さんのみの協議ということでお時間をとっていただくということが必要であれば、別室というのも用意をしておりますので、それもあわせてご協議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●鬼頭副市長　もうざっくばらんに、立候補される方がいらっしゃったら立候補していただいたらいいですし、ご推薦があればそうですし、いやちょっとなかなかこの場ではいうんやったら、今申しましたように別室を用意してますからそれでもいいし、あるいはもう事務局に任せるわということで、事務局に何か言えということであればそれもあるでしょうし、それも含めて、なんやったら別室へ行っていただいてもいいですけども、それはお任せします。

●北林委員　いや、もう私は事務局のほうでもう既に、事務局というか、おそらくお考えもあるだろうと思うし、そのことをおっしゃっていただいたらそれでいいというふうに私は思いますけども……。

●上脇委員　今までの議論の雰囲気からいくと、やっぱり僕なんか手探り状態なので、やっぱり経験されてる大内弁護士が一番適任だろうなと皆さんもう思っておられるんじゃないかなと思う。ずっと……。

●大内委員　私はそんな　　。

●上脇委員　いやいや、いやいや。いかがですか。別室へ行きますか。

●北林委員　それでお願いしましょう。

●大内委員　本人の意思は　　。

●安田総務課長　もしそういうことであれば、また別室で協議いただいて。

●大内委員　事務局の案は何かございますでしょうか。

●鬼頭副市長　いや、もう具体的なお名前が出てる以上、事務局がどうのこうのというよ

りも、もう委員の先生方で決めていただけるのであればそれが一番あれですし、もう委員の先生方が皆さんないということであれば、それは当然事務局が言うと思いますけど。

●大内委員 経験があるかどうかはわかりませんし、年齢的には一番上ということでもございますので、嫌だけど。そういうことで、もし皆さんが委員長にとおっしゃるんでしたらやらせていただきますけれども。

●北林委員 お願いします。

●大内委員 よろしいですか。

●北林委員 はい。

●大内委員 はい、それでは。

●方方 はい。

●大内委員 そうしますと、職務代理者……。

●安田総務課長 ちょっとお待ちください。8番目に、委員長さんのほうが決定されましたので、大内委員のほうから一言だけご挨拶を賜りたいと。

●大内委員長 うちが別室へ行って、じゃんけんは強いものですからじゃんけんではどうかなあと思っておりましてすけれども、経験、知識はともかくとしまして、年の功ということで、やらせていただきますので、皆様、今後、8月といたらかなりハードなスケジュールでございますけれども、よろしくご協力お願いいたします。

●方方 お願いします。

●安田総務課長 続きまして、9番の、委員長の職務代理の指名でございます。

これも条例の第6条の3につきまして、職務代理についてはあらかじめ委員長が指名する委員ということに規定されておりますので、これについて大内委員長のほうからご指名をいただきたいという……。

●大内委員長 どうさせていただきますでしょうか。補助してあげるとおっしゃる方、いらっしゃる。一応代理ということですので、私が何か事故があるときにやっていただくということでございますけれども。私も皆さん初対面だから、よくわかりませんが。

●鬼頭副市長 誰か、そしたら職務代理者の立候補される方がいらっしゃれば一番いいですが、あるいはまたご推薦でも。いかがですか。そしたら、もう事務局のほうからお願いしましょうか。それとも……。

●大内委員長 いえ、お願いしていただいたらどうでしょうか。私が何か事故がなければ、特に何も無いわけですよ。代理者としての日常の職務っていうのはないですよ。

●鬼頭副市長 はい。

●大内委員長 ですから、どなたにお願いしてもよろしいかと思うんですけれども。

●鬼頭副市長 そしたら、もう事務局のほうでということなので。

●安田総務課長 それでは、事務局のほうでということですので、上脇先生のほうにお世話になれば……。

●上脇委員 そうなんですか。

●大内委員長 先生、最初の委員長言い出された。

●上脇委員 そうですね。言った以上は受けないと。すみません。

●大内委員長 いえ、よろしくお願いいたします。

●元吉委員 いいペアですね。下級生が補佐する。とても 。

●安田総務課長 それでは、委員長の職務代理としてご指名いただきました上脇委員のほうから一言ご挨拶をいただきたいと思います。

●上脇委員 さっき発言したがゆえにこうなってしまいましたが、実はフリートークのときの最初の挨拶のときに実は申し上げたんですが、多分さまざまな審査会とか委員会というのは委員全員できちんと職務を果たさないといけないというのはもうわかった上でというか前提の上なんです、プラスこの委員会はハードだろうと。そういう意味でいうと、みんなでこれは委員しっかり英知を出し合って責任を果たしていくしかないだろうと思っていますので、代理になったからっていうわけじゃないですが、委員長に任せればいいということには僕は絶対にならない。そういう意味でいうと、委員がいかに協力し合っていくのかというのが一番大事だというのが第1点です。

2点目は、事務局へのお願いになるかもしれませんが、おそらく第三者委員会が信用を得ないと、実態解明、これもどこまでできるかはわかりませんが、信頼を得ないとだめだろうと思うんですね。そういう意味でいうと、総務の事務局がいかに組織内でこの件については独立して職責を果たしていくんだという、そういうところをしっかりと守っていただければ、私たちも少しは責任を果たせるのかなあというふうに思っています。

大体雑駁な話ですが、以上です。ぜひよろしくお願いします。

●安田総務課長 ありがとうございます。

ちょっとお諮りするんですが、この後いろいろとご協議いただくに当たって、委員の皆様方のお顔が見えるような形で協議をしていただくほうがよいということであれば、ちょっとこの時間、暫時休憩させていただいて、席がえをさせていただいて、正副委員長さん

正面のほうに座っていただいて、前のほうから委員さんの左右にお座りいただくような、ちょっと席がえをさせていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●安田総務課長　なら、しばらくちょっと席がえするのにお時間いただきますんで、よろしくをお願いします。

〔休憩〕

●安田総務課長　それでは、ちょっとばたばたといたしまして申しわけございませんでした。整いましたんで、再開をさせていただきたいと思います。

次第でいきますと11番の諮問書の交付のほうに移らせていただきたいと思います。

諮問書の写しにつきましては、それぞれ委員の皆様のお手元にあらかじめ配付させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思いますと思うんですが、辻市長のほうから大内委員長の方に交付を行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

●辻市長　それじゃあ、諮問書をお渡しして、お願いいたします。

諮問第11号、丹波市不正事務処理に関する第三者委員会、不正事務処理対策について（諮問）。平成26年2月8日、丹波市長辻重五郎。

あと長々と書かせていただいておりますけども、ただいまもお話が出たような中身でございますので、最後の諮問事項についてお願いしておきます。

諮問事項1、次に掲げる不正な事務処理の事実関係の解明、実態調査及び再発防止対策の提言。（1）丹波市水道部における不正な事務処理（平成24年度から平成25年度発覚分の関連について）。（2）丹波市消防本部における不正事務処理（25年度発覚の関連部分について）。（3）前2号のほか、各部署における不正な事務処理について。

（4）その他本市の不正事務処理対策に向けて貴委員会で必要と認める事項。大きな2番目に、不正な事務処理の背景、温床と考えられる職場風土改善のための分析、調査及び提言といったことで、大変広範囲にわたってお願いしておりますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

●大内委員長　（聴取不能）させていただきます。

そうしましたら、今市長から諮問いただきましたので……。

●安田総務課長　ちょっと。

●大内委員長　はい。

●安田総務課長　ありがとうございました。

そしたら、ここで市長のほう、公務のために退席をさせていただきますので、暫時休憩をちょっととらせていただきたいと思います。

●辻市長 大変失礼します。中座させていただいて申しわけないんですけども、次ちょっと会合でございまして、申しわけございません。よろしくお願いいたします。

●大内委員長 お疲れさまです。

●副市長 ここから先は委員長にお任せしたらいいか。

●安田総務課長 ええ、そうです、はい。この後につきましては、委員長さんのほうで進行のほうをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

●大内委員長 はい。それでは、今諮問をいただきましたので、これからいよいよ本格的に委員会を開始ということになります。よろしくお願いいたします。

まず、事務的なことから片づけていくということになりましょうか。次第でいきますと、まず12番、会議運営要綱の認定って書いてありますが、運営要綱について委員会で定めるということですね。

要綱案というのは、先ほどからごらんいただいておりますが、5ページかな、黄色いファイルの5ページのところに第三者委員会運営要綱とございます。先ほどからいろいろ参照させていただいてますけれども、この案につきまして何かご意見、それからご質問等ございましたらお願いいたします。

●安田総務課長 委員長、よろしいでしょうか。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●安田総務課長 簡単にごらんいただいとると思うんですが、説明だけさせていただいたらと思いますので……。

●大内委員長 そうですか。はい、お願いします。

●安田総務課長 資料の5ページだけごらんいただければと思います。

これは委員会条例の9条に基づいて、委員会に必要な事項というのは委員長が委員会に諮って定めるということになっておりますので、この要綱についてはただいま諮っていただいております。決めていただくというようなことになろうかと思います。簡単なんですが説明をさせていただきますと、第3条で会議の公開に関する事とこのを規定をしております。公開の決定につきましては委員会の会議に諮ることにしておるということでございます。それと、4条で、指名委員の調査を規定をしております。指名委員というのは、委員会で指名を受けた委員が委託された事項とこのを委員会から独立して行うという制度

ということで取り入れてみたいということで思っています。特にこのメリットについて、合議体として全ての活動を行っていくというのは非常に、物理的なこと、また時間的にも不可能なことが非常にたくさんあるということから、事実調査など特定事項を委託をしていって、会議運営の迅速化が図れるんじゃないかなあということを期待をしておるところでございます。

以上、簡単なんですけれども、説明させていただきます。

●大内委員長 はい、ありがとうございました。

●北林委員 ちょっと1点質問よろしいですか。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●北林委員 この3条の2項に書いてある刑事訴訟法及び丹波市情報公開条例の趣旨に照らして、こうなってるんですけれども、これは調べたらわかるあれなんで申しわけないんですけど、これは大体どういう趣旨のことが書いてあるんですか。

●安田総務課長 刑事訴訟法については、現在、特定刑事事件として告訴等、あるいは刑事事件としての取り扱いをしている場合についてはこの内容について公開できないというふうな我々の規定がありますのと、あと情報公開条例の中でも、特に個人を特定するような内容についての公開ができないというふうな規定もございますので、そういった趣旨に照らして公開非公開、また一部の公開ということをご議論いただきたいということで、ちょっと書いております。

●北林委員 はい、わかりました。

●大内委員長 ほか、いかがでしょうか。

指名委員が調査できるとは書いてあるけれども、委員会が調査を委託するとかについてはどうなんだろう。

●上脇委員 可能性の一つなんでしょうね。

●大内委員長 可能性ですね。

●上脇委員 選択肢の一つで、必ずこうしますというわけではおそくないんだろうと思うんですよね、4条は。

●大内委員長 もちろんそうですけれどもね。

●北林委員 これは専門用語で委託という言葉を使うんですか、こういうときには。ちょっとわからないんで。

●大内委員長 指名委員のところですか。

●北林委員 はい。委託と、こうなってるんだけど。

●上脇委員 委任ですかね。

●大内委員長 委任ですかね。委任でしょうね。委託。委託でも間違いではないか。委託、受託の関係ですよ。こういう言葉を使うんですよ、普通、委託って。どうだっけ。委任でもいいと思いますけど。どうですか。

●上脇委員 いやいや……。

●大内委員長 委託でもいいですよ。

●北林委員 そうですか、はいはい。

●大内委員長 委任でもいいと思いますし、はい。

●北林委員 中身はなあ……。

●大内委員長 運営要綱だから、もし——こんなこと言ったら——不都合があるとか、また追加をしたいということであれば、委員会でまた議論していただいて、変更とか追加も可能だと思いますので、とりあえずこの案のとおりということでさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 はい。じゃあ、この一応案のとおり要綱を定めるということにいたします。

次行きますして、次は傍聴要領の決定ということになりますか。これは……。

●安田総務課長 委員長。

●大内委員長 はい。

●安田総務課長 委員長、すみません。

●大内委員長 はい、どうぞ。委員長が定めて。

●安田総務課長 これについてもちょっと、訂正もありますので、それも含めてご説明をさせていただきたいと思います。

●大内委員長 はい、お願いします。

●安田総務課長 すみません。まず、6 ページでございます。

この中で、特に次のページの7 ページになるんですが、資料の様式を最後につけておりますが、この名称がちょっと、丹波市不正の不正が脱落をしておりますのと、次にかんするの平仮名になっておりますので、それを漢字に訂正をお願いしたいと思います。まことに修正をさせまして失礼いたします。

特にこの要領につきましては、委員会の会議の傍聴に関することというのを規定がありまして、一般的な傍聴に関する事例というのを列記をしているところがございます。こういう傍聴人の特に守るべきこととか一般的な問題について規定をさせていただいておりますので、よろしくご検討いただきたいと思います。

●大内委員長 はい、ありがとうございます。ざっと見せていただいたところは、大体こういうふうにはほかの委員会でもこんな傍聴要領だと思いますけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

これはあれですか、委員の皆さんのご意見を聞いて委員長が定めるということなんですよ。違うのかな。いいのかな。同じ要綱だから同じ順位かなと思うんですが、これは会議運営要綱の第5条によって定めるということになるんですかね。事務局のほう、そうですね。そしたら、委員の皆さんからのご意見を伺いまして、特にこれでよろしいということであればこのように定めさせていただきますが、いかがでしょうか。

●上脇委員 これ様式は、これ備考のところって何か書かせるんですか。

●大内委員長 傍聴の。何か……。

●元吉委員 何でしょう。

●上脇委員 備考って何だろうってのが一つと、もう一つは、たまたまちょっと別なところでやってるんですけど、これだと誰が傍聴してるってわかつちゃうんですが、先に書いてある人がいますからね。後から来た人は、誰が傍聴してるなってわかつちゃうんですけど、それはもう全然問題ないと。実は個票みたいな形で、要するに一人一人書いてもらって提出するっていうやり方もあるんです。ほかのところではちょっとそういうやり方をしているんですけど、そこはどうなんですかね。たまたまそこは住所までちょっと書かせるというのがあったもんですから、やっぱり大学の先生ってのは個人情報になってしまいますので、そういうふうにしたっていう経緯があるんですが、名前だけであれば問題はないのか、いやそんなにナーバスに考える必要はないというふうに原案としては思われたのか、そこだけちょっと教えてください。

●大内委員長 はい、どうぞ。

●安田総務課長 まず、1点目の備考欄ですが、特にこれについては意味はございませんので、なくてもよいかと思います。

それと、この様式については、丹波市議会のほうも名前と、あと住所でしたか、を記載しての一連の受け付け簿というのをつくっておりますので、その傍聴の様式にちょっと準

じてつくらせてもらったということですので、先ほどおっしゃいました、確かに上に書かれる方の、誰が来られているかというのがわかるということもありますので、議論の中で、個別ということであればまたそのように検討もさせていただくことも可能だと思います。

●大内委員長 住所書いてなければ、そんなに個人情報で問題にはならないんじゃないですかね。誰が来てるかといって名前見るよりも、入ってればわかることだから。何か問題ありそうですか。個票にすれば全く何も問題ないですけどね。

●上脇委員 そこまで配慮する必要がないというのであれば、私はこれでも構わないと思いますが、ちょっと気になったものですから。

●鬼頭副市長 もうお決めいただいたら、そのとおりに。

●大内委員長 そうですか。いかがいたしましょうか。

●元吉委員 これだけであれば……。

●上脇委員 大丈夫ですか。はい。

●元吉委員 多分、知ってる人は知ってる、知らない人は知らない。

●大内委員長 だから、名前だけは個人情報とは、保護されるようなあれではないと思いますので、じゃあこの原案どおりということで傍聴要領はさせていただきます。

そしたらその次は、もう既に公開しておりますが、本会議の公開、非公開の決定ですが、本会議につきましてはもう公開という原則、原則公開と。この会。

●元吉委員 今日の。

●大内委員長 今日の会。

●上脇委員 今日出てくる資料で、大分個人情報に関連するやつが含まれてるのかどうかですね。

●大内委員長 今後のご説明でね。

●上脇委員 今後の資料の中に……。

●鬼頭副市長 含まれておりません。

●上脇委員 ない。

●鬼頭副市長 ない。

●上脇委員 ないですか。

●大内委員長 匿名化されてる。

●鬼頭副市長 全部資料については匿名というか、AとかBとか、B業者とかいう形で、

全部個人情報伏せております。

●上脇委員 だったら大丈夫ですね。

●大内委員長 はい。そしたら、原則公開ということですので、公開とさせていただきます。

そうしましたら、続きましてもう議事に入ってよろしゅうございますね。

不正事務処理事件の内容、経過等の概略説明ということで、事務局のほうからよろしくお願いをいたします。

●余田企画総務部長 それではまず、こちらの水色のファイルの1ページに、丹波市庁舎の位置関係図がございます。真ん中辺に丹波市役所、オレンジで書いてます。で、その右下になりますが、丹波市消防本部、柏原支所・水道部、こういうふうな関係です。元吉委員。

●元吉委員 はい、大丈夫です。雪が降ってたので、冊子がふえると大変で、一つにまとめただけで、大丈夫です。持ってます。

●余田企画総務部長 全て今回の事案については、いわゆる出先というものです。一般的に丹波市の本庁舎としては、飲酒運転による停職はありましたが、過去、公金横領とかというのは全て出先機関で起こっている傾向です。

で、ダイダイ色のファイルのほうへ帰っていただきたいんですが、レジュメ1枚めくっていただいたところに本日の資料目次を上げております。で、左側に資料ナンバーを書いているんですが、最初に、資料8の新たな事案、水道部における平成22年度実施設計業務の不正事務処理、これを先に説明をさせていただきます。その次に、その上の資料7、平成23年度実施設計業務の不正事務処理事件の概要、これはもう同じやり方といいますか考えで一くくりになると思います。職員が一部かわっておりますが、同じ者がやっております。で、資料7の水道部における23年度の実施設計業務の、これが相手方の業者が倒産したことにより表面化したんですが、その時期に起こったのが資料9の水質検査結果の隠蔽でございます。資料10につきましては、資料7における23年度の水道部の事件の後、職員研修やら繰り返している中で、昨年の11月に行われたということになります。

それでは最初に、資料8の水道部における平成22年度実施設計業務の不正事務処理について概要をご説明申し上げます。

資料としては、ページ20ページから21ページに文章で、22ページにこのフロー

図をつけておりますが、多分すばっとわかりにくいので、画面のほうで紹介をさせていただきます。

まず、平成22年度の実施設計業務でございます。これは、合併して旧6町それぞれに非常に小さな水道施設があるのを、水道ビジョン、総額120億で統一して大型化して効率化を図ろうという事業でございます。その中で、22年度の実施設計業務について、315万で相手方に委託して、契約期間は23年3月25日でございます。ですが、この時点での出来高率、一番下でございます、4.7%で、全然できてないんですが、お手元の資料からいきますと14ページ、ダイダイ色の資料の14ページ、実際の文字が落ちてないんでわかりにくいかもしれませんが、これが業務完了届というもので、この様式に業者のほうからこの仕事は100%済みましたよという届けになるものです。

それを受けて、次のページ15ページは、検査依頼書及び通知書ということで、これは水道部のほうから事業監理課のほうへ、事業監理課というのは入札とか検査を審査するところでございます。水道部とはまた別に、財務部にある組織でございます。ここへ向かって、100%完了しましたので検査してくださいねということを依頼をするわけです。ですので、ここら辺はもう完全に職員先行、職員がイニシアチブを握って、その4.7%を100%にして出している。

で、16ページが業務検査調書、これが事業監理課の職員が検査をして、検査というのは当然出来高の、今回ですと設計業務ですので、こういう簿冊の集まりをずっと見て、できていますねということで検査オーケーということで、これが完了、支払いということになります。これが資料8の新たな事案でございます。

資料7のほうは、実は23年度の同じような業務です。契約金額が918万1,200円で、同じように水道の管路、送水管を設計する業務でございます。違うところは、完了検査の下に検査員が水道部課長、それから検査立会人が水道部の主査ということで、内々なわけです。これは先ほどご説明しました検査依頼書及び通知書で、15ページですが、これで事業監理課のほうへ検査をお願いしますと出したときに、事業監理課のほうで、それはもう水道部のほうで検査せえということで返ってきて、水道部のほうで検査をして、このときの出来高、要は年度末にどんだけできとったか、実績ですよ、が100%のうちに28%しかなかったけども、全額を支払いをしたというものでございます。

23年度の右側の案件がなぜ発覚したかといいますと、これは神戸の会社でしたが、24年6月27日に事業停止になりました。ひっくり返ったといいますか。ですので、まだ

この時点では、24年6月27日現在ではまだ23年のこの業務ができていないので、すぽんととまってしまった、で、発覚をしたということでございます。

資料のほうで、時系的には先にこの23年度の実施設計業務が判明いたしまして、刑事告訴をした案件です。左側の赤い実施設計業務については、この右側の23年度の実施設計業務を警察、捜査機関が捜査している中で判明したという関係です。ですが、私のほうでなぜ22年度のほうを先に申したかといいますと、検査員のところがポイントでして、要は事業監理課に検査依頼を出したわけです。それで、4.7%しかできていないけども、そこの検査を通過したわけです。で、一つの成功体験といいますか、これはやれるなということがあって、23年度に移ったと。で、23年度はたまたま検査依頼したら、それは水道部で検査せえということでしたので、もう単純に16ページの検査調書に100という数字、合格とさえ書きゃよかったという状況なわけです。やっぱり22年度のほうの事業監理課の検査を受けられたと、外部の検査を通過できたというのが23年度への大きなきっかけであったかと思っております。これが資料7と8でございます。

それから次に、すみません、資料9、水道部の水質検査の結果と上げてます、水質検査結果の隠蔽についてでございます。

これは、まずお手元資料の29ページをごらんください。

29ページ、こういう上水道を送りましょうということで、左側に管路網というのを四角で書いております。ポイントは、右側の西芦田水源地、これが（既設）です。既にでき上がっている。で、左側に、青垣水源地（新設）で、既存の水源地のラインを使って新たにパワーアップといいますか、水源を出そうということで、資料次のページ、30ページにその概略の図面を描いております、フローシート。真ん中ちょっと左側に、西芦田水源、緑色でちょっと書いておりますが、黒のラインで、既設です。ここからもう既に、ろ過装置を通ったりして、一般家庭に水が送られている、上水として送られているということです。今回は、これの左側ですね、青垣水源、新設ということで、この既存のライン、西芦田のラインに新たな水源を加えようと、こういうことです。新たな井戸を加えてつくって、既存の新水源、西芦田のほうへ水を流そうということになります。

ちょっとそれでスクリーンのほうをごらんいただきたいんですが、左側に東芦田新水源、黄色で書いてます。それから、右側の西芦田水源、ろ過等浄水、きれいな水にして各家庭、青のほうは既設です。もう既にでき上がっている、前からできていた。そこへ新たに水路を持った東芦田新水源を掘ろうということです。それで、19年6月22日、10

月24日、この新水源と大きく書いている本井戸を掘りたいがために、試し掘りですね、近くで。試掘です。試しに掘ってみて、水がいいか悪いかという検査を2本しています。場所をかえて。で、オーケーですので、よい良質な水であることを確認、これはあくまでも原水、原の水です。掘った井戸の水です。非常にいいので、じゃあここで掘ろうということで、東芦田の水源工事にかかります。これいわゆる本井戸、これが本当の井戸です。で、21年11月18日、この本井戸、掘ったばかりの水の原水の検査を実施しております。

ここからです。当然、水道事業ですので、安定的に安全な国の法律の基準にのっとった水を送らなければいけないんですが、この水質検査結果表を、左側、黄色ですね、担当者は決裁を受けることなく、上司に報告することなく、ファイリングしてつづっていた。実はその検査結果の中には、マンガンが基準値を超えていた状態でした。ですので、この今の黄色と青の関係からいうと、既設のラインにつながますので、このまま黄色の東芦田新水源から水が流れていくと、マンガンが基準値を超えているので、これはブレンドはかかるにせよ、基準以上の水が、いわゆる法律で決めている要件を満たし切れない悪い水が流れていくということになります。本来、水道事業での水質検査への神経質とも思える認識というのは全くなくて、上司もこのときこの本井戸、東芦田新水源の水質検査はどうなっているかということは一切確認をいたしておりません。上司というのは、この場合は課長と係長になります。これで新水源の本井戸も掘れて、施設としても既存のものと一体性、つながってしまって、ただその本井戸自体の水源の水質検査はファイリングして隠す、ありませんので、誰も見ていない。ただ何となしに、試掘で安全やったから大丈夫やろという先入観があった。

24年8月27日に、水質検査のために、黄色のほうから東芦田の水源へ水をつないで送っています。

●余田企画総務部長 東芦田から西芦田へ。で、西芦田の水自体にはろ過装置があって浄水しますが、そもそもマンガンは想定していないので、マンガンがそのまま流れていって、8月29日、この供給を受けている4施設から濁った水が来てますよという通報が来ています。この4施設いうのは、自己で大量に水をプールしているために、自己で塩素を投入してます。塩素を打ってます。それが反応を起こしてわかった。一般家庭はそういう塩素をそこで打ってませんので、自分とこの家で、わかってないけども、マンガンが超過した水が同じように行ってます。で、24年8月29日、その濁水の通報があったという

ことで水質検査をすると、マンガンが基準値を飛び超えていた。当然と言やあ当然なんです。

それで、24年9月に、水道部の内部調査で調べていくと、左側の結果表、マンガンが超過した結果表があるということを水道部の中で確認をいたしました。ですが、これまでこの東芦田新水源の本井戸の水質検査はないということを市民あるいは議会へも言っていた関係で、判断としてないと言うとそこに説明と異なることから、ここで隠蔽に入っております。この隠蔽というのは、当時の水道部長が、もうこれはなかったことにしようという指示をしてるんですが、そこには課長、係長、幹部は全部集まって、そうしようという合意が、タッグが生まれたということです。その後、以後、住民の方あるいは議会へも、この本井戸の水質検査はありませんというふうに発表をいたしております。

で、25年12月27日、つい先ほどのことですが、再調査の中で、水質検査表の確認をいたしました。これはちょっと話が長くなるかもしれないんですが、実際施設が整って供給を開始するということで、25年9月ごろから各住民のほうへ入って行って地元説明会をしております。そのときに住民の方々から、こういう事件があったやないかと、24年8月27日に濁水を流したことがあったやないか、あれはどうなんやという指摘がありまして、そのときになって私も初めてそういうことがあるということを知りまして、職員課のほうにこれの顛末書は出てるんかと聞くと、出ていなかったということで、顛末書作ってくれと、水道部のほうへ行って何度かやりとりしとる中で、25年12月27日、水質検査表の確認をしたというものでございます。

法令といたしましては、水道法の基準に違反をいたしております。制令で定めるところの水道水の基準を満たしていない水道水を送り込んだということでございます。

実はこれにもう一個おまけがありまして、これをこの状態で議会のほうにも報告をし、記者会見もしたわけなんです。26年2月4日になって、実は8月27日じゃなしに、その1週間前にも送水をしてた。送水をして、水が濁ってるっていう苦情が来てたということが26年2月4日にわかったということです。この件についてはもう既に新聞にも載っておりまして、26年1月17日には記者発表とか議会のほうにも報告をしとるわけです。何で今になって8月20日の分が出てきたかというのは非常に残念ですが、現在はこの状況でございます。

それから次が、資料10、消防本部の不正事務でございます。

これは該当しているのは、官製談合等関与防止法の8条に抵触をいたしております。資

料としては、39ページに物品購入のフロー図を描いております。ですが、主にこちらのほうのまた画面を見ていただきたいと思います。

真ん中に写真を入れてますが、化学消防自動車に積むいわゆる酸素ボンベを購入するために、仕様書をスペックを決めて10社見積もりをお願いいたしております。仕様ですので、ある基準のこの内容ですよということを満たせば、別にアという商品でもイという商品でも何でも構わないということです。で、10社に見積書、入札書ではなしに見積書を出してくださいということで案内をして、全部封印した見積書が返ってきて、平成25年11月26日に、14時開封ということで、その各見積書の入った封を開封いたしております。そうすると、A社がアという商品、これを34万7,200円で一番安くて落札をいたしました。次点としては、B社の34万8,000円、これは商品はイという商品です。1社が辞退をいたしました。

このときに、担当しております副課長は、どうしてもB社のイ商品、これが丹波市消防にはいいんやということで、何とかせえということを係長に申して、係長はB社のほうへ金額を具体的に言うたんか、もう何ぼぐらいとか言うたんか、ちょっとこころは不明なんです。B社にだけ再見積もりを依頼いたしております。B社は、基本的にこれは入札でも見積書でも心得で、2つ以上の見積もり、入札はできないのは常識ですので、一旦は拒否をしています。それはできませんというときに、副課長のほうは再度、自分の名前を出してもええし、何ならB社の供給元のもっと上部の会社を使って出すようにということを再度係長に指示して、結果的に16時6分、ファクスでB社は1,000円落として34万7,000円のイという商品の見積書を出してきました。当然ですが、再見積もりしたのはB社だけですので、自動的にA社の下に入って、B社が一番の安値であった。ただ、ファクスが送られたのは16時6分で、開札は2時です。で、開札結果表という、こうなりましたという結果表をつけて、ファクスですので会社印のところが朱ではなしに白黒です。白黒のまま開札結果をつけて課長のほうへ決裁を受けた。ここでちょっといろいろ供述があるんですが、副課長は課長にファクスであることを見せて、すぐ差しかえますからこれでいきますと言うた説と、課長のほうは、そんなことは一切聞いてないと、全くわからないと、このことに関してはという今状況です。

そうこうしてるうちに、12月9日、この担当課長が、これはいわゆる不正行為であったということを認識しました。これはこの副課長、係長ではない別のラインから、この事務はおかしいですよという指摘があって、初めて課長が、これはこういうふうに変え

たんやということを認識したと。これは先ほどの話なんですけど、本人が言ってるわけで、実態はもっと早く知ってたんか本当にこうやったんかはわかりません。で、課長はすぐ上司の消防署長、それから消防本部次長に相談の上、消防長にこういうことがあったと報告をいたしております。このときに消防本部次長は、契約が今どういう段階かという確認とあわせて、間違っていると、これは、やり直すべきやという進言をしたんですが、結果的に消防長の判断としては、不正な行為である認識はあったが、既に契約が成立した後で、このまま進めるしかないということで放置というか、これをこのまま置いております。むしろこの消防長の指示が出た後、消防本部内では、この事務処理はおかしいんやと言った者たちに対して、これでいくんやという働きかけを行っております。その結果、12月25日に公益通報があったということです。

以上でございます。

●大内委員長 はい、ありがとうございます。

今ご説明いただきましたけれども、今のご説明につきまして質問等ございましたらどうぞおっしゃってください。聞きたいことは多々あると思うんですけども……。

●上脇委員 どっから行ったらいい。

●大内委員長 どこから行けばいいのかという。

これ、もともになる聞き取りなんかの調査の資料というのがありますよね。聞き取りをしたときの調書みたいなものってらっしゃるでしょう。

●鬼頭副市長 はい。

●大内委員長 そういうのはどれぐらいの量があるんでしょうかね。

●鬼頭副市長 聞き取ったときのそのままの議事録みたいな形での……。

●大内委員長 生のものですね。

●鬼頭副市長 量ですね。どれぐらいある。

●余田企画総務部長 まず、資料10の消防署の物品購入は、いわゆる公益通報で入ってきた案件で、これはテープから、全部議事録から起こして、まずこれ種類としては一番完璧にあります。それから、資料9の水質検査結果の件につきましては、これも要約ですが、議事録があります。

●大内委員長 議事録いうか、その聞き取ったときの……。

●余田企画総務部長 聞き取った内容がずっとあります。ただ、資料10ほどまとまり切れはしてないですけども、聞き取った内容が全て要約で置いております。ただ、資料7で

すが、いわゆる水道部の２３年度、これは資料としてはあるんですが、当時、はっきり言いますと、ほかにあるんかとかいうことを調べた、聞いたぐらいのことで、周辺にこういう不正はあるんかないんかいうことを聞いたということと、本人からの聞き取りの、３人かかわってんですが、聞き取りの資料、議事録等があります。これは水道のほうで特別委員会、議会のほうで特別委員会ができましたので、その議事録もあります。ただ、もうほかはないです、もうほかはないですと言ってその資料８が出てきたわけですから、その内容の信憑性としてはちょっとクエスチョンかなと思います。

●大内委員長 原資料に当たらないといけないということも考えて、どんなものがあるかなあとお聞きしたんですけれども。

●鬼頭副市長 あとそれと、今回おつけしてる資料はＡ職員、Ｂ職員というような、要するに個人名は全部伏せてますし、業者も全部伏せてるんですが、要するにはっきりと事実関係を調べて把握していく上で、きっちりと個人名の入ったものが必要であるのかどうかというのもまた一度ご議論いただいたらと思います。その場合に、例えば委員の皆さんにはお渡しをするけども、その資料については非公開にするのかどうかとか、そのあたりも含めてまたご議論いただいとったほうがいいのかなと思います。

●元吉委員 外を何か見てらっしゃる方がいたので、どなたかあれかな。

●大内委員長 質問というか聞きたいことは多々あると思うんですけれども、どういふうにじゃあ今後、今概略説明ですけれども、少なくとも今ご説明いただいた事案についてはもう少し突っ込んで、原因というか……。

●元吉委員 まず、どういふ調べ方をするのかということも方向性を持たないと、ただやみくもに聞いて回っても、多分……。

●大内委員長 ええ。まず、原資料の読み込みいうのをそれぞれに分けてするとか、そういうことはどうなんでしょうね。調査方法も含めて、何かご意見とかあったらおっしゃってください。

●北林委員 これ出していただいてる資料は大体ほぼこれで全てですか。

●大内委員長 今（聴取不能）。

●北林委員 ああ、そうですか。ごめんなさい。ちょっと出てまして。

●大内委員長 あ、先生いらっしゃらなかったから。

●北林委員 ええ。

●大内委員長 公益通報でわかった分については、聞き取りのテープとか、あるいはテー

プ起こした議事録とか、そういうのはまずきっちりそろってるそうです。ほかにつきましては、聞き取りの資料等あるけれども、公益通報で来たものほどには完璧にはそろっていないと。そういう今ざっとのご説明なので、例えば資料がこんだけありますとか、積んだら50センチありますとか、いや3センチぐらいですとかいうことによって調査方法は変わってくると思いますけれども。

●元吉委員 不正がどこにあるのかっていう事象的なものであれば、いつどこで何が起こったのかというまさに事実確認の聞き取りをすれば、いつからそれが発生しているとか誰の何の指示によりそうなったかということはまず確認はできると思うんですけど、なぜそうしたのかという話になってくると、もうそこは多分また違う調査の仕方なり因果関係っていう話が出てくると思うので、まず何から調べるのかなというのが一番。

●大内委員長 今までの資料もあらかじめいただいたの見たり、それから今のご説明聞いても、何が起こったかはわかるんですけども、どうしてそういうふうになったのかという、なぜそんなことをしたのかということについては余り理解できないですね。

●元吉委員 そうなんです。それは聞き取り方にもよりますよね。

●鬼頭副市長 じゃあ、なぜそういうことをしたのかということ、聞き取ってる範囲で、我々が聞いている範囲で、その職員が言っていることをとりあえず説明をしてみたら。

●余田企画総務部長 資料7と8の水道部における22年度、23年度の実施設計業務ですが、これは警察、特に資料7のほうには、警察の捜査がもう終わって、今送検段階なんですけど、こうするのが一番効率的だったというか……。

●元吉委員 誰にとって。

●余田企画総務部長 楽というかですね。

●安藤委員 自分自身にとって楽っていうこと。

●余田企画総務部長 そういうこと、そういうことです。

●大内委員長 年度をまたがないということが楽になるということですか。

●余田企画総務部長 ちょっと事務処理からいいますと、普通は1月ごろに、繰り越しをしますか、翌年度へ繰り越して翌年度で継続してやりますかという一回判断のときが来ます。別にそれは繰り越して堂々と22年度から23年度へ繰り越してやればいいんですが、それはせずに、かといって、さりとて残りの期間で100%になるということは多分不可能な状況で、とりあえず金を払って翌年度あるいはその次にやらせて、だんだん出来高、実績が上がってくればいいという……。

●大内委員長 いや、その繰り越しをするというのが非常に煩雑なんですか。年度をまたぐ。

●余田企画総務部長 それはちょっと主観が入りますね。一般的にはどうってことないんですが、このころ非常に水道部は、事業がこれ総額120億ですので、それを合併特例債がある期間にばあっとやっていこうと。かつ、今、国なんかも補正出してますけど、あれ補正をすぐぱんと繰り越してしまうんですよ、国が。繰り越すもんやから、こっちがもう繰り越せないような金も中にはあるわけなんです。当時こっだけ水道事業を積極的にやっとなつたのは、兵庫県下でも丹波市は特に特筆すべき自治体でしたので、かなりの資金がそこへ来ている、そういう煩雑さはあったと思います。

●足立技監 資料7の分については、資料7と8の関係の会社の、今のちょっと資料7については、発覚してるのが、会社が倒産してわかってますので、3月中に何とか資金が欲しいという、そういうことが1つはありますので……。

●大内委員長 会社側はそうですよね。だから、それを頼まれたからということなんでしょう。

●元吉委員 そういうことを書きとめていかなきゃいけないんですね。フローの中にまず事実確認を、例えばちょっと事案ごとにあると思いますが、39ページとか、行為としての事実フローをつくっていただいているのが、まず基礎資料としてこれが全てであれば、まずその確認ができるので、とてもいい資料だと思います。次に、この中から、不適切なというか異常なというか、フローが起こしてしまったところを、まず赤なり塗り込みをして特定するというのがあるだろうなと。それには、明らかに、ここにまた、切りがないので、そういう意味では、連鎖はしてくるので、1つ目が2つ目にかぶってきたりするので、どこのいわゆるエラーを一番重要なエラーだと見るかという多分検討を、その人のその判断として動いたこと自体は前に起因してるかもしれないけど、その担当者がやった行為自体には異常がなかったと思うものと、過去を引きずっただけのものと、明らかにそこで自分の判断と操作をしてエラーを発生した分岐点があり、さらにその上乘せのようにまた次のエラーを起こして分岐点がありということがあられると思うので、黄色信号、赤信号みたいな形で、青信号と、このフローの中に色分けを例えばすると、その中でこここのエラーがやっぱり重要だと思うものをまず絞って、その判断基準とその解釈ですよ。楽だったというのは何が楽なのか、事務処理が楽なのか、上司への意思決定の書類の作成が面倒なのか、翌年度の補正予算の申請が、例えば予算の申請の手続が不可能だと判

断したのかという多分判断基準とそういう解釈なんかを、ここには書き込めないで、この赤をクリックするとそこに判断材料、判断結果みたいなものが今度後ろに出てくるような、ちょっとまずは、長くなってすみません。まずはこの中に、どのポイントが一番重症な分岐点なのかということを見つけていってから掘り下げをしていかないと、全部を聞いているとこれは切りがなさそうになちょっと気がしてきました。

●上脇委員　そうですね。だし、事実関係を全部確認するって、これ無理なので、おそらく今言われるみたいに、その中で特に重要な事実をピックアップして、なぜそう起こったのかの理由を解明していく、そうやって、場合によっては、今まで内部の委員会のほうではこう理解してこう対処したけれども、実はそれは事実認識が間違っていたのか、いや処方箋が間違ってたのかを我々は第三者として考えていくということですよ。

●大内委員長　その手法は非常にわかるんですけど、そしたらどこが問題であるかとか、どこのポイントが赤なのか黄なのかいうところは誰が押さえますかということですね。例えばたたき台とか素案のようなものをつくっていただいて、こちらのほうでそれをもとにもう一遍意見を集めるっていう形ですかね。

●元吉委員　進め方の問題としてはそうですね。

●大内委員長　進め方の問題としてはね。

●余田企画総務部長　委員長、よろしいですか。

●大内委員長　はい、どうぞ。

●余田企画総務部長　ただ、マーキングのところも非常に悩むところもありまして、例えば左側の22年度ですと、これ実際やった水道部の主査は、係長からこのやり方を教えてもらったと言ってるんです。

●元吉委員　ん。すみません、えっと……。

●余田企画総務部長　僕は知らなかった、こういうふうにできていないのにお金を払うという方法なんか知らなかった、僕は。当時の水道部の係長から教えてもらいましたと。

●元吉委員　いつの時点で。

●余田企画総務部長　え。

●大内委員長　それ22年の案件ですか。

●余田企画総務部長　22年度の、そうです。

●元吉委員　その申請をする段階で教えてもらったってことですか。

●余田企画総務部長　申請というか、最後の完了検査前ですね。

- 元吉委員 フローチャートでわかりますか、それは今この。それは今はないの。
- 余田企画総務部長 様式が違うんですが、22ページ、上から3つ目の、3月30日の完了検査の、ですから前あたりですね。
- 元吉委員 今例えばこの22ページのフローで何をマーキング、どんなマーキングをするのかを少し例えとしてやってみましょうか。そうすると、みんながどこをどういうマーキングをしていったらいいのか、どういう情報を集めたらいいのかの少しいメージが共有できると思うので。
- 大内委員長 はい、お願いします。
- 元吉委員 今、余田さんがおっしゃったのを少し分解してみましょう。そしたら、3月30日の段階で、はい。
- 余田企画総務部長 この前に、このフローからは実際抜けてるんですが、3月15日ごろやったと思ってるんですが、この業者と、受託業者と打ち合わせをしております。そのときに、検査はいついつに決まった。で、当初は、仮の成果を出せと、仮成果というものを
出せと、業者に。だけど、協議書には、仮成果いうところが上から二重線で消してあって、仮成果なしで、今現在できているもので検査に挑んだというのが、ここにちょっと文脈としては消えとんですが、そこかなと思います。
- 元吉委員 そしたら、例えば22ページの書き方を39ページの書き方にできるでしょうか。つまり、誰から誰に書類が渡り、そのときにどういう操作をしたのかということが、少なくとも39ページのほうがわかりやすいですね。
- 余田企画総務部長 それはポイントのところだけでよろしいですか。例えば22ページですと、もう3月30日で完了検査が終わって、4月15日に委託料を支払いした後は、むしろこれがどうして判明してきたかという流れを説明してるだけなんです。
- 元吉委員 なるほどね。じゃあ、ひとまずはですかね。
- 大内委員長 だから、その3月30日以前ということなのかな。
- 余田企画総務部長 そうです。
- 元吉委員 一番のポイントになる前後を入れていただければ。
- 余田企画総務部長 39ページのスタイルで。
- 元吉委員 うん。例えば39ページだと、どうしても22ページだとかなかなか、どこがポイントかが、3月30日の完了検査報告書に問題があったとしかなかなかここでは見えないので、手順的には39ページのほうがよりわかりやすいかなとは思いますが、39ペー

ジだったら、例えばどこがポイントになってくる、チェックポイントに。

●余田企画総務部長 これあの……。

●元吉委員 いっぱいありそうですけど。

●余田企画総務部長 どう言っているんですかね、双方の意見がそろわないんです。先ほどのですと、水道部の担当主査は、22年度に当時の上司、係長からやり方を教えてもうて初めて知りました。で、上司は、否定はしてないんですが、記憶にないと言うとんです。

●元吉委員 それを……。

●北林委員 両方書いてもらったら。

●余田企画総務部長 両方書くんですか。

●元吉委員 例えば39ページのフローにすると、主査はこういうふうに判断をしている、それを受け取った課長はこういうふうに判断し、こういう情報をもとに自分でこう述べているということを付記できますよね。なので、見解の相違があってもいいので、ただ誰が何の判断でその行為をしたのかっていうことを明らかにしていくと、それぞれの持っている多分風土、体質が見える。風土というか、判断基準とその行為というのが。同じものではなく、多分微妙に違いながら、うまくパスが送られてるような。

●余田企画総務部長 ほんなら、例えば39ページですと、副課長は係長に指示したと言いますが、一方で、それは課長からの命令だったという……。

●元吉委員 そうです、オーケーです。

●余田企画総務部長 オーケーですか。

●元吉委員 それは課長にイエスと言ってほしいというだけの仕事のやり方をしているってことですね。判断基準が、常に課長の指示を受けるということだけで自分の仕事を捉えているという。

●余田企画総務部長 うん、まあ課長が何とかせえと言うた。

●元吉委員 それが絶対服従ということ……。

●余田企画総務部長 いえ、この関係は服従やなしに、B社のイ商品に決まったときに、これになりましたけどって言うたときに、課長が副課長へ、そのパワハラの関係のところじゃないです。

●元吉委員 どこですか、何行目。何月……。

●余田企画総務部長 すみません、画面のほうの方がわかりやすいんですが、ここに課長がい

るわけです。課長が副課長に、これで何とかならんかということ言うた。この絵には落ちてません。これはそれを受けて係長に指示したということですが、B社が次点に入ったときに、課長は副課長に、何とかならんかと、副課長はそう言った。課長は、わからない、記憶にない。記憶にないという言葉は使わへんかもしれない……。

●足立技監 言っていない。

●余田企画総務部長 言っていないか。そういう、分岐点に必ず2つ存在するんです。

●元吉委員 いいと思います。いいと思いますよ。そういうものだと思います。課長は副課長任せにしているという仕事のやり方をしているとか、副課長は……。

●足立技監 そうですね。同じ管理職、課長、副課長ということで、副課長が2人いらっしゃって、この分についてはこの副課長に任せてたというような、課長はそういう答弁やったと思います。だから、そういう書きぶりで……。

●元吉委員 それが体質なんですね。副課長に任せてるというのを、どういう任せ方をしてるのかという、また今度はもう少し掘り下げた調査が要るんですけども、確認せずに押印して任せてるというのが常々あったんですねということは、この事案だけじゃなくほかの案件もあり得ますよねってことが、副課長任せにしているという一つの仕事のやり方が1つあります。

●足立技監 そういう話でしたね。

●元吉委員 次は、副課長はじゃあ任されたときに何を大事にして仕事をしていますかといったら、ポンプを変えないことっていう、それは何だろうっていう話ですけど、ポンプが新しく、ポンプっていうんですか。

●余田企画総務部長 ボンベ。

●元吉委員 ボンベが。ボンベのスタイルを変えないほうがいいと思ったのはなぜかですよ。

●足立技監 まあいろいろ……。

●上脇委員 今言われるところで、要するに言い分が違ふときにそれをどう評価するかはちょっとおいといて、とりあえずこういうそれぞれが弁明をしているということをとりにあえずピックアップしていただくと、ここに要するに問題の所在があるんだなと。それを場合によってはさらに調査して、一見そういう表現を使っているけどその背景に何があるかもしれないっていうのは、今後の調査をもしやればわかる場合もあれば、残念ながらわからない場合もあるんですが、そのポイントのところをピックアップするのがまずは必要

でしょうということだと思っんです。

●元吉委員 で、今は行為の記録しかないので、そこに判断基準とその解釈。

●大内委員長 なぜそうしたか。

●元吉委員 いうことを。

●上脇委員 事実の中で、あっ、ここでこっちに行ったら結論変わってたなっていうところを探せばいいんですよ、逆に言うと。

●余田企画総務部長 おおよそ。

●元吉委員 それともう一個言えば、判断基準があったときに、Aという情報とBという情報があつててんびんにかけた結果選んでいたのか、本来知っておくべき契約事項の重要性をある種知らずに、てんびんにかけることもなく素通りしてたまたまこっちの結果が生まれたのか、判断基準はあっても1つの情報がなければ判断しようがないので、そういう意味では、情報が足りなかったことによるのか、情報を知った上でてんびんをかけ、優先順位を操作して意図的に行ったのかっていうことが結構細かくなってくるので、それぞれの人が一番のボトル、何かエラーが起こっているポイントについて、複数絡んでいる人たちそれぞれの背景をここに加えていくと。

●足立技監 もう少し詳しくいうことですね。

●元吉委員 うん。全部はできないので、一番ポイントになるところを少し絞っていくといかなと。

●余田企画総務部長 というと、この紹介している、これに落としてるところというのは、供述が全部そろうとるところなんです。Aがこう言うて、Bもうんって言う。そろわないところは、落とし切れてないんです。そこばかりをピックアップしたいんですよ。

●大内委員長 そうそうそう。

●余田企画総務部長 そういうことですよ。

●大内委員長 そういうことですよ。情報がそろってすところと行ってるところであつても、何でこうなるのかなという話になるので、今おっしゃったようなポイントポイントで、実際にこう言うてます、ああ言うてますと、言い分が違ってますと。

●余田企画総務部長 あそこでは副課長の上に課長がいて、副課長からすると、課長から指示を受けたいという言い分と、課長は、いやそんなん知らんという言い分と、はっきりしやへんから抜いてるんです、課長を。

●元吉委員 ああ。入れたほうがいいです。知らないって……。

●鬼頭副市長 これは結構いっぱいポイントが、水道部以上にいっぱいポイントがあるんですよ。例えば一番最後のポイントであれば、消防長が最終判断をしてますよね。不正な行為である認識はあったけど、既に契約は成立してたんでこのまま進めるしかないいうて、これって最後のとりでで、消防長がいやいやこれはあかんいうて契約を覆して、これは無効にしてやめようというたら、この事件はおそらく最終的に起こらなかった。最後の消防長の判断が最終的に間違ってるというところがポイントですね。何でそんな判断をしたのかという、それはその契約が不正な行為で認識があったんやったら、それは不正な行為の契約であれば無効やろという判断が当然あったにもかかわらずそれをしなかったというのは、知識の欠如なのか、判断力が甘いのか、ほかにいろいろ原因もあるのかもしれませんけど、そういうところとか、あるいはそのもう一つ前のところのポイントであれば、消防長に進言する前に次長がこれはおかしいいうて、これはもとに戻すべきやいうて、一旦判断してるんですよ。それで、消防長に言おういうて、これをやめよういうて消防長に進言したけど、消防長の判断がこうやったから、またあっさり変わってるんですけど、それも次長としてもちょっと強くそれを言うべきやったのに言わなかった。それは職場の体質の問題なのか、次長の性格の問題なのか、次長の知識の不足なのか、それはいろんな理由が何なのかというのを探っていくということ、そういうこと、今幾つかポイントあって、それが何でそういう判断になったのか、それは考えられるものが幾つかあるけど一体何なんやろう、それは本人が言うてるのとほかに考えられるというふうなものをずっと上げていけということですよ、ポイントポイントで。

●元吉委員 まずは本人が言っていることから上げていって。

●上脇委員 そうすると、僕らが実態の調査をする部分と評価をする部分、これはこうだったからそのときにもうちょっと聞き取りをしようねって言って評価をする、こっちの言い分のほうが実は整合性があるとか、複数の証言によってどうも課長が言ってるのはうそではないかとか、それは後で調査していくんですが、その前の段階ですね。今わかっている情報の中、事実の中で、特に結論が分かれてしまうような幾つかチェックポイントがあったんです。不正をしない、引き返せるポイントがあった、そこをピックアップしていただいて、そこに焦点を当ててやっていかないと、おそらく第三者委員会としては8月までには絶対結論が出ないので、ある意味そのポイントを絞ってやるためにはっていう、そういうご指摘だと思います。

●元吉委員 私たちはこの案件のここが一番重要な分岐点と思いました、そのとき起こっ

たこととしてはという報告の仕方しか、全部を洗いざらいというわけにはいかないのです。それから、犯罪行為としての法的に間違っている箇所を指摘して、そこにどんな処罰をするのかっていうのは、多分もうそれは百条委員会なり刑事エリアでやっていただけたと思うので、むしろ私たちは、それがなぜ起こり、今後どうしたらいいのかという提案のほうに私たちのもしか果たすべき役割があるとしたら。先ほどの、例えば私は不正な行為である認識はあったが契約が成立した後でこのまま進めるしかないというのはお言葉なんですけど、じゃあ何を判断してどう優先したのかというと、何なんですか。一番最優先したことは何なんですか。

●鬼頭副市長 消防長の言葉では、もう不正な行為でも、もう両方が印鑑を押されてる以上、もう契約は成立している、これはもう成立した契約は今さら覆せるものではないんやから、こんなものは相談されても仕方ない話やという判断があったということで、こんな相談しても仕方ないものをわしに何で持ってくるんやと、もう持ってきてもらっちゃあないやないかという、言外そういう意味があると思いますけどね。だからそのときに、いやいや、そもそも不正な入札ででき上がった契約ってそもそも無効じゃないですかという判断をしてれば、仕方ないという判断にはならなかった。

●元吉委員 それは消防長が、自分の権限がどこまで及んでるのかという持っている責任の範囲の解釈が、自分は成立した契約を預かったらそれをやることに責任があり、契約の無効、有効性をジャッジしたり差し戻したりするまでの自己権限があるという効力感というんですかね、を持ってなかったとか、そういうことですか。

●北林委員 ただ、おそらくそれは意見は言えますけれども、最終的には第三者いうたらおかしいですけど、そういうあれになってしまって、やっぱり当事者の中にばしっとこうしなさいというのはなかなか、いわゆる指導的なことはやれますけど、そこでマルかペケかはつきりというのは余りやらないというのが実態やと思いますよね。

●元吉委員 そうです。その立場であれば、そうしてもやむを得なかったかなと思うのですよね。

●北林委員 まあそう思いますね、正直言うて。

●上脇委員 だから、それはやっぱり評価の話になってくるので、ちょっとその前に…。

●元吉委員 その先の話。

●上脇委員 仕事を進めるためにはというご提案だと思うんです。

●元吉委員 はい。そういう検討をさらにしなきゃいけないってこと。

●上脇委員 そうですね。法的な知識がなかったのか、いやいやそうじゃないのか、そういうのは後でちょっと評価していったって、場合によっては再調査するのかという、まずは取っかかりせつかく言っていたので。

●元吉委員 はい、すみません。

●鬼頭副市長 そういう分岐点になるポイントポイントを押さえて、そういう判断をしたのがこういう理由でそういう判断をしたと、で、そういう理由というのが本人が言ってるのか、あるいは周りの状況からこちらの委員会が想定したことなのか……。

●元吉委員 両方入れてください。

●鬼頭副市長 とかいうことの考えられるのが、まあ言うたらそのあたりなんですね。

●上脇委員 だから、客観的に書いてもらったらいい。

●北林委員 そういうことですね。

●上脇委員 ある意味客観的に。で、仮に委員会がこう評価したなら、そう書いていただければ。要するに僕らがチェックするわけですから、そういう調査してそういう評価したんですね、だけどその評価が間違ってたっていうのか、いや事実関係についてもっと徹底してなかったですかってのは僕らが後で審査してやりますから、そういう意味でいうと、今お持ちの情報をうまくわかりやすくまとめてくださいっていうことなんです。

●鬼頭副市長 そのままお伝えする。

●上脇委員 うん。それは僕らが仕事としてお願いして、それを我々に提出してくださいという。

●鬼頭副市長 こう判断したというのが本人がこう言ってるからっていうときに、いやそれは周りのほかの言ってることと合わないからこれは本人の言ってることがおかしいとか、あるいは本人は言っていないけど内部の委員会としては諸般の事情からこういう事情があるからこう想定した、でもその想定はおかしいんじゃないですかとかいう、そういう評価をしていただけるということですね。

●上脇委員 そうです。

●元吉委員 本人が言っていることはこうです、委員会としてはこう捉えましたというのを区別して書いていただければとてもわかりやすいと。

●上脇委員 ですよ。そうすると……。

●元吉委員 大変なことになる。

●大内委員長 言うはやすくですね。

●上脇委員 いやいや、だから先ほど言った意味がわかっていただけるかなと思うんですが、実は皆さんの委員会もチェックされますので、そういう意味でいうと。

●山中財務部長 あくまでも第三者委員会。

●上脇委員 そうなんです。そうしないと、僕らがやってる意味がないんですよ。そちらの評価を前提に話しするわけでもない、合ってる場合もあればそうじゃない場合もあるわけですので、だから第三者委員会があるんだろうと思いますね。

●余田企画総務部長 え、すみません、そしたら例えば分岐点になったところのAというものとBというものの違いで、例えばうちの委員会の意見が、どっちかいうたら灰色認定みたいになるかもしれませんね。

●上脇委員 いいです、それはもう。

●余田企画総務部長 それは全然大丈夫。

●元吉委員 認定ではなく、まずこの事案で一番重要なエラーを起こしてるだろうと思うまずポイントをここと捉えますということを決めていただいて、その時点にかかわっている重要人物を、多分1人ではないと思うので、1人及び複数並べていただいて、それぞれの人がどう判断し、行為はもう出ているので、なぜその行為を行ったのかという。

●上脇委員 わかる範囲内で書いていただいたら、客観的に。

●元吉委員 で、当事者がおっしゃってるのと……。

●上脇委員 僕らが調査する必要があるれば再度調査しますしという。

●元吉委員 そのときの当事者と、それから皆さんが捉えてる観点を分けて書いていただければ十分かと思います、まずは。

●上脇委員 それがあるのとないのとは、多分僕ら、資料の読み込みが全然違ってきます。場合によってはちょっとテープ起こしのやつもいただかないといけないんですが、やっぱりそれがあるのとないのとは、テープ起こしだってニュアンスありますのでね、文字になりますから。ぜひそこはちょっとご協力をお願いしないといけないと。

●元吉委員 どうでしょうか。

●大内委員長 そうですね。やっぱり最初のご説明さらっと聞いて、違和感があるんですね。何でこんなことが起こる、こんな、すんと起きてますけど、何で起こるのかなあというのがやっぱり最初の疑問ですから、じゃあどのポイントでそういうことが起こり、また起こらないようにできるのかというのを考えると、やっぱりその辺が明らかにならない

とできないでしょうね。どうですかね、そういう整理をまず……。

●上脇委員 お願いしたいです。

●大内委員長 やっていただけるかどうか。

●余田企画総務部長 はい。当然ながら、我々も別にすぽんと説明したわけやなしに…
…。

●大内委員長 ええ、ええ。いや、もちろんそうだから、だから判断を入れて……。

●元吉委員 いっぱい持ってらっしゃる情報を……。

●大内委員長 これは間違いのない筋やということでしていただいて、その筋そのものは間違っていないと思うんですけれども、何でこんな……。

●元吉委員 逆にいっぱい知り過ぎてて、どっから出していいかわからない状態なんだと思うので、ご苦労されると思いますけれども。

●上脇委員 要するに、口裏を合わさない限り、両者が言っている事実についてはとりあえず異論がないわけですので、それを前提にしていかないと、全部怪しいぞとなっちゃうと、これは8月末には絶対結論出ませんので。ただし、これは調べていったら実は両者の言い分が一見同じだったんだけど違うという場合、ひょっとすると出てくるかもしれないけど、それはとりあえずおいといて、ポイントになるところ、特に一つの事件で幾つかポイントがあると思うんです。あのとき引き返せたのに、でも引き返せてない、さらにその次で引き返せたのに引き返せてない、結果的にはこことここが両方あるのにそれでも防止できなかったっていうと、すごく組織的な問題としては考えやすいですよ。単に引き返せるところが1カ所の場合は可能性はたくさんあるので、むしろ複数あったほうが場合によっては分析しやすい場合も多々あるかと思うので、そこを出していただくといい。

●大内委員長 分岐点がたくさんあるというのは、消防長の分と、それから水質の検査の結果を隠したという、それはかなり分岐点いっぱいあるのかなと思いますが、もう一つ…
…。

●足立技監 消防・・・よろしいですか。

●大内委員長 あと見積もりのほう。

●足立技監 ちょっと私ももう一つ、例えば7、8、9にしても同じ水道部の案件なんですけども、単独のようで、一つこれ時系列に落としますと同時期に起きてるということがありまして、例えば7の案件、資料7をするときの状況からして、例えば水質、資料9のところの発覚したけども、次長以下がなかったことにしようという状況の背景、時期的な背

景として7のことが出てきて、議会でそのことで報告せんなんというような背景がその1週間か10日前に起きてるということが、一つは9で言えなかったことがあるというようなことがちょっと関連しとんですよね。ですから、そこらも必要かなあと。

●上脇委員 それは付記していただいたらね。

●元古委員 書いといていただいたらいいですよ。

●上脇委員 付記していただくと、この事件とこの事件は一見別なようだけど関連してますよっていう話になる……。

●足立技監 それと、ちょっともう一つ、・・・前の検査のやつ、いや、もう一つ前の。あ、ここです。ちょっと私も事業監理課いうところへおったんですけども、県庁ですと検査室というのがございまして、単独の、まあ言うたら自分とこの検査したやつを自分とこで検査するというのは非常に甘いと。基本的には、この事業監理課いうところが検査、まあ言うたら第三者の目で検査をしてると。で、この右側に起きた分については水道部のやつなんで、自分とこでやって、非常に甘いという形と、今回この22年度で発覚してる中で非常に重たいというのは、事業監理課の検査を受けると、受けるんやけども、これの、先ほど余田部長が説明した中で、それを検査を通るようなことを業者に任せて、余分な書類をつくらせて通すような方向を考えたんじゃないかというのが、そこが例えば係長から教わったという、先ほど言う中で、これが先ほど市長の話の中にありましたけど、旧町の旧何々町はこういうやり方でやってたんやと、こういうことをやってたから、今回こういうことでやったら通るんじゃないかというようなことを意味しとるんじゃないかというようなこともちょっと想像されまして、ですから本来ならここで検査で見つけられなかったということについては非常に重いと、こちらがもう非常に第三者のところで見つけられなかったというのは非常に重いんですよ。僕ら、もう非常にここで見つけられなかったことは非常に重いんですけども、それを通すような作業をしてたと、そこらのこともちょっと、この検査のところで持つ意味というんですかね、事業監理課が検査する意味いうのはちょっとそこらがありますので、ちょっとそこら、ただ単に、まあ言うたら設計したところがそのまま検査するんやなしに、全然第三者で厳しいという形で、先入観ありますんでね、絶対見逃さないと、議会も信用してると、それがまあ言うたら崩れるようなことが起きてるということが、ちょっとそこらのことも気にはなる……。

●元古委員 それを書いていただけたらいい。

●足立技監 私は……。

●元吉委員 より重要だなあと思うポイントがあるよと、で、その人がなぜそれをしたのかなといったとき、不正があってもそれを上塗りしてしまうようなことで何を果たしたかったかですね。より何かを果たそうとして多分してたわけですね。

●大内委員長 それは動機の問題になりますかね。

●元吉委員 目的があります。でも、目的があってもスキルがないと、能力がないとできなくて、その能力をどっかで身につけたっていうときに、また背景の能力を身につける…。

●足立技監 それで、旧町るときこういうことでやってた、できたと、そういう・・・。

●元吉委員 とお書きとめいただければ。

●足立技監 そういう背景があるんじゃないかということは想像はついたんですけどね。

●北林委員 だから、部長さんが今言われたことは非常に大事なことで、そう思われるということは、やっぱり何らかの根拠というか、何らかの事実というのがあるってということやと思うんですけどね。そこら辺をできるだけわかるように、わかるというのは客観的にね。

●足立技監 そうですね。それから、その担当者は係長から聞いた、係長は知らないと言ってるからそういうふうに分かれるんやけども、どっちを信じるかとか、それはわかりませんが、背景にはそういうことがあったんじゃないかとか、そこらが一番大きいんかなとは思うんですけど。

●上脇委員 だから、事実解明も含めて、評価も含めて、今後の僕らの仕事になりますので、とりあえずわかりやすい資料をつくっていただくというのが1つありますよね。で、お願いして作業していただくだけじゃなくて、おそらく僕らも資料を読み込まないといけないので、先ほど委員長も言われたようにテープ起こしのものも、全部読めるか、ちょっと量がわかんないので軽々には言えませんが、ただそうやって僕らのほうもどこに目をつけたらいいのかとか、いや、そごがなければいいわけです。やっぱり同じところに注目してるなど。ところが、僕らが独自に、ひょっとしてそちらが気づかないものに気づくっていう場合もありますし、そういう意味でいうと、僕らもそういう作業をおそらくやることになると思いますので、そういうテープ起こしの資料も送っていただくと。だから、両方作業をやっぱりしていったって、やっぱり短期間で結論を出そうとすると相当集中してやらないといけないと思うんですよ。

●大内委員長 はい。時間も限りがございますので、ちょっと今までのところでまとめた

いと思いますけれども、4つの案件について、重要なポイント、あるいは最大でなくてもポイントポイントにどういう関係者がいてどういう言い分があってどう判断したかということをもう少し、フロー図を使ってもいいですし、わかりやすい形で事務局のほうでご準備をいただきたいということですね。それにつきましては、ここがポイントだよというご指摘も委員の方から、なんでしたら、この案件についてはこうこうこうこういうところがポイントだと思われるというのがございましたら、メールでよろしいですよ、事務局のほうにお伝えいただいて、準備の中に入れていただくというふうなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●大内委員長 そうしますと、今後具体的に何をするのかということですが、まずその資料をお待ちするとしまして、次回はどういう形でさせていただいたらよろしいでしょうか。

●鬼頭副市長 その前に1つ。

●大内委員長 はい。

●鬼頭副市長 さっきもちょっとお話ししたんですけども、議事録とかをお渡しする際に個人名をどうするかなんですけども、個人名は外したほうがいいのか、もう生のほうがいいのか。

●安藤委員 どっちなのでしょうね。

●大内委員長 情報が公開されるということを考えてのわけですよ。

●鬼頭副市長 個人名が公開しても大丈夫、あるいは外させてほしいとかいうのがあんの。

●山中財務部長 公開されるのであれば、例えばこれ誤解で、やっぱり事業者名が入った場合、判断基準が一般に公表されるような状況になった場合に、その業者への誹謗中傷がそちらに入って、業者に迷惑がかかってしまうと。それは基本的には最終的な刑事事件なんかで最終的な処罰があって初めて対応すべきという理論がある中で、先に出てしまうとちょっと誤解を、また相手方からの訴訟なんかも起こる可能性も絶対ないとは言えないという状況があるんで、ちょっと判断として、うちのほうとしても、今の段階ではそういった意味もご意見いただけたらというふうなところだったんですけど。

●鬼頭副市長 特に消防のほうで、例えば業者が、入札の札を出し直してくれというて業者に言いましたよね。で、一旦は断ってるんです。そんなことできませんいうて。でも、強

い指示、要請があつて出してますけど、業者にすると、そういう不正に使われるというように別にことも想定してないと言えますし、一旦断ってるけどすごく強く言われたいうのもあつて、それで公表されて、まだ刑事的にどう評価されるかというのがはっきりしない中で、こういう事件にかかわってるというのが明らかになるといった場合に、非常に損害を被る可能性もあつてということで、今まではその業者名は一切まだ出してないんです。議会から問われても、今のところ出してないという状況なんですけども。

●上脇委員　とりあえず、業者名というか個人的な情報がわからないとこの件についてはどうしようもないというケースにならない限り、とりあえず匿名の形をとっておいて、例えば質問状をもし出すという場合には、相手方はもう特定されますので、ただしそれについては公にしないけれども第三者委員会を出す場合はあり得ると思うんですが、一応公開の席ではそれは出さないというふうにとりあえずしといて、これはどうしても出さないとだめっていうときに判断するっていうのでいかがですか。

●元吉委員　いいと思います。

●上脇委員　それがないと判断できないというのはなかなかないと。逆に言えば、ある程度一般化しながらも事実解明できますので。

●余田企画総務部長　ただ、もっとこれから実態をつかんでいただくには、実名が入ったやつが一番わかりやすいと思うんです。それを一旦お渡しして、その中で例えば今言いました会社名なんかは、まだ強要を受けとる可能性があるんでこれは出さんとことかっていう判断……。

●上脇委員　会社名がわかったからって、あれですかね。

●安藤委員　余り関係ないような気がしますけどね。

●上脇委員　それがわからなくても……。

●元吉委員　余りそこでお力を発揮できない気がする。

●上脇委員　あの業者だよねっていう話になれば別ですが、逆に言うと、僕知ってもわからないですよ。

●元吉委員　聞いてもわからない。

●大内委員長　そらそうよね。

●鬼頭副市長　あれやろ、百条委員会では消防以外のやつはもう名前が出てるんよね。だから、まあ言うたら消防以外のやつは別に名前をここで伏せていく必要もないわけよね。

●元吉委員　公開、既にされているんであれば……。

●余田企画総務部長 消防が厄介なんですよ。

●鬼頭副市長 だから、消防以外は名前が出てるわけよね。消防の件以外、要するに水道部の3件については名前は既にもう百条委員会のほうでも出てますんで、その部分についてはお出ししても全然問題ないかなと。ただ、消防のほうは、さっき言ったようにいろいろグレーの部分も多かったり、あるいは警察もこれから捜査の介入の可能性もあって、行政事件との関係もあっていうのもありますんで、その部分は名前をちょっととりあえず控えさせていただくというような形でご提供させていただく……。

●大内委員長 とりあえずそれでよろしいかと思います。

●元吉委員 そちらはそちらのプロにお任せして解明していただかないと、こちらでそれができるわけじゃないので。

●大内委員長 実名の取り扱いについては今のようなことで了解いたしましたので、はい。

で、次回以降どうしましょうかということなんですが、全体委員会の日程を決めておいて、それまでに何かすることがあるかですね。

●元吉委員 どれぐらいの頻度で、一応何回ぐらいを基本路線でイメージしますかね。

●上脇委員 そちらの作業もあると思うんです。全部のやつを一斉に出してくださいだと、もう全部を待たないといけなくなるので、例えば……。

●元吉委員 できた順とかね。

●上脇委員 ええ、優先的にこれを先に出していただくとか。で、それに関して、もしテープ起こしのものがあれば送っていただくとか。そういう意味でいうと、順番に、場合によっては、いやこれとこれは関係してますっていうんだったら、それはまた後で検討するっていうことでもいいと思うんです。

●元吉委員 できた順でいいと思います。

●上脇委員 そうです。一番うまくその作業が例えばやりやすいものからでも構いませんし、それに関する資料がすぐそろえられるっていうんであればそれを優先していくというのもいいと思うんですけどね。

●安田総務課長 資料で一番そろえられやすいのは、やっぱり消防の……。

●大内委員長 そうですね。

●元吉委員 そうみたいですね。

●大内委員長 公益通報があったということですし。

●安田総務課長 これはもう調査の類ですので、あと先ほどのフロー、それにさっきおっしゃったようなちょっとポイントをつけ加えていくという作業もありますけれども、一番やりやすい……。

●元吉委員 もとができてますからね。どうですか。

●大内委員長 それは多分消防のほうからということになるんだったらそれで構いませんので、事務局のほうにお任せいたしますけれども。

●山中財務部長 消防のほうから。

●上脇委員 はい、じゃあそういう順番で。

●大内委員長 で、次回の日程をもうここで決めますか。5人いらっしやってるし。次回の場所とかそういうこともあると思うんですけども、どうでしょう。丹波市のほうですということであれば、それなりの日程をとらないといけませんし。

●余田企画総務部長 例えば、委員長。

●大内委員長 はい。

●余田企画総務部長 例えば消防のですね、出てくると思うんです。言ったとか、部屋を見ていただければ、これは聞こえるなあとか、どう言うたらええですかね、その雰囲気はもう圧倒的にわかりやすいですわ。こんなもんわからへんはずないやろと。

●元吉委員 本来なら。

●余田企画総務部長 ここにおるやないかやと。というようなことをもし先に見ようということであれば、丹波市のあれですけども、別に神戸とかこの辺で開催していただいて、それは合わせますけど。

●山中財務部長 写真なんかも一応押さえるのは押さえていますけどね、部屋の構造なんかのね。

●足立技監 それに平面図もありますんで、……。

●安藤委員 でも、1回ぐらい……ですね。

●大内委員長 そうね。早い段階で行くほうがいいのかなあ。

●元吉委員 今行っても、何かただぼうっとして見てしまいそうな気がして。

●大内委員長 問題意識を持って見ないといけない。

●元吉委員 そう。もう少し問題意識を持って、こういうことって仮説を持った中で見に行けたほうが効果的に見れるかなって気は、何か視察団のようにしかない。

●安田総務課長 それと、ちょっと市民の人の要望からすると、丹波市のほうで開催して

いただくと……。

●上脇委員 あ、傍聴ね。

●安田総務課長 傍聴ができるという……。

●元吉委員 もちろんですね。

●安田総務課長 ご意見はあるということだけちょっとつけ加えさせていただきます。

●大内委員長 じゃあ、とりあえず丹波市で開催するとしたら、日程が早いうちにとれるかどうかでやってみましょうか。準備の都合もありますので、次どのぐらい置いたらいいですかね。

●余田企画総務部長 この今日の宿題の、例えば消防の（聴取不能）ところで……。

●大内委員長 少なくとも消防は出していただいて、あとはもうそれこそ中間報告みたいな感じで……。

●余田企画総務部長 シートまとめるいうたら、そんな時間かからへんわ。

●鬼頭副市長 そんな時間かかれへんやろ。

●余田企画総務部長 うん。

●鬼頭副市長 ほとんどもうでき上がってるから。

●元吉委員 あとは議会だけだし。

●余田企画総務部長 1週間くらいでできる。

●山中財務部長 議会の日程とぶつからないというふうにだけ。

●大内委員長 そうですね。

●元吉委員 それだけ、早目にまず。

●足立技監 土日やったら・・・たらええやろ。

●上脇委員 いつぐらいだったら。

●余田企画総務部長 すんません、消防の物品購入不正事務の、今ご提案がありました双方意見が合わない、ここら辺がポイントやったというところのシートについては、1週間あればできます。

●大内委員長 はい。早いな。

●上脇委員 テープ起こしの資料送っていただくのも、もうすぐですね。

●大内委員長 生の資料ってどれぐらいあるんですか。それこそ分量。

●元吉委員 何ページ。

●大内委員長 それぞれに送っていただいてそれぞれで読むっていうのが一番効率的やけ

どね。

- 前川総務課副課長 法令遵守委員会の最後の冊子1冊。
- 余田企画総務部長 全体として消防の……。
- 山中財務部長 これ1冊。
- 余田企画総務部長 議事録とか聞き取り入れてこんだけです。
- 大内委員長 ああ、そうですか。
- 元吉委員 じゃあ、1冊ずつ送ってもらったら。
- 大内委員長 うん。それじゃあ、それぞれに送っていただくということ、大丈夫ですか。
- 山中財務部長 とりあえず、はい。
- 大内委員長 誰かが目を通さないといけないんですから、それぞれに送ってもらえる程度の分量でしたら……。
- 鬼頭副市長 それは大丈夫です。
- 大内委員長 送っていただければと思います。
- 元吉委員 あと、私も結構古い人間というかアナログ人間になってきましたので、一度はペーパーで見ないと見にくいんです。でも、これどんどんたまってったら大変な量になるので、データでもあわせていただいて、検索だけで済むものはペーパーは捨てれる状況にしたいなという。
- 安藤委員 P D F か何かで。
- 元吉委員 P D F なり、うん。全部今ペーパーなので、どんどんたまると……。
- 大内委員長 一長一短ですよ。
- 上脇委員 両方っていうことで。
- 元吉委員 両方あれば。
- 鬼頭副市長 了解です。
- 元吉委員 ペーパーを捨てることも可能になるんですけど、今だと、いただいたもの全部残さざるを得なくなると、きついな。
- 安田総務課長 委員長、よろしいですか。
- 大内委員長 はい。じゃあ、はい。
- 安田総務課長 事情聴取した記録なんですけど、今はもう全て実名入りでやってます。で、それをちょっとまた名前を置き直すいう作業になると非常に手間がかかりますので、ちょっとその辺のとにかく対応ということと……。

- 大内委員長 それは守秘義務の問題があるし、いただいたものは管理を徹底しないといけないですね。
- 安田総務課長 それはそれで、できれば……。
- 元吉委員 実名、固有名詞ですよ。
- 安田総務課長 はい。
- 元吉委員 データはワードとか。
- 安田総務課長 置きかえですか。
- 元吉委員 そうです。全置きかえ、ぱんとすれば。固有名詞であれば。
- 大内委員長 元データがワードになってるか。
- 安田総務課長 置きかえ。
- 北林委員 百条委員会には職員の固有名詞ってのは出てるんですか。
- 余田企画総務部長 まだ百条にはこの消防のはかかってない。
- 北林委員 ああ、今は消防だけの話ね。
- 余田企画総務部長 はい。
- 北林委員 それ以外のやつはもう全部入ってるわけですね。水道の関係って……。
- 余田企画総務部長 それは入ってます。
- 北林委員 入ってるわけね。
- 上脇委員 （聴取不能）はもう公開されてるっていう話。
- 鬼頭副市長 議事録がないんか。
- 前川総務課副課長 そこまで詳しい……。
- 余田企画総務部長 百条は今、水道部の分しか向こうは要求してないんです。で、そもそも出してない。
- 元吉委員 消防はまだなん。そっか。
- 前川総務課副課長 そのままお渡しして……。
- 余田企画総務部長 ただ、後々の、もしその後のまた委員会のほうからのやりとりを考えると、うちとしては実名のほうがわかりやすいというか、それをまた翻訳して変換にするとこんがらがってしまうような気がして。そんな能力がないもんで。
- 上脇委員 ただ、消防については、ちょっと傍聴者には別資料をつくらないといけなくなっちゃいますね。公開でいくんであれば。
- 元吉委員 ただやっぱりデータをやりとりし始めるので、意図せずやっぱり漏えいのリ

スクが入ってくると……。

●大内委員長 いろいろ最近は難しいからねえ。

●元吉委員 個人のやっぱり……。

●安田総務課長 置きかえですぐできるので。

●上脇委員 簡単にできるはずです。

●安田総務課長 できますね、はい。

●元吉委員 全置きかえを。

●安田総務課長 はい、字体が合うとったらできます。

●元吉委員 字体が合ってれば。誤字がない限り。

●安田総務課長 はい、ほんならそれで。

●大内委員長 はい。それで、日程ですが。

●上脇委員 そうすると、私たちの手元にはいつぐらい資料が届くって考えればいいんですかね。

●元吉委員 1週間。10日。

●大内委員長 それ読み込んで臨む。

●上脇委員 読み込まないといけませんから、それからまた読み込む時間をお忙しい中つくらないといけないんですけど。

●鬼頭副市長 資料作成までに1週間ぐらいね。

●安田総務課長 そうですね。

●前川総務課副課長 10日か。

●鬼頭副市長 10日。

●大内委員長 まあまあ、1週間でも10日でも。まあ1カ月ぐらい先でしょう。

●元吉委員 そんなものでしょうね。今日何日でしたっけ。

●上脇委員 読み込みの時間がありますから。

●北林委員 今日は8日。

●鬼頭副市長 ほんなら、資料は20日ぐらいまでにお渡しするということでいいですね。

●大内委員長 プレッシャー。はい。

●鬼頭副市長 で、それから読み込みをしていただいて……。

●元吉委員 それであっても月1が限度ですよ。

●大内委員長 一月に1度、1カ月後ぐらいで一遍あれしてみましようか。

- 北林委員 なら、3月の。
- 大内委員長 3月の。
- 安藤委員 8日。
- 大内委員長 10日前後ぐらい。
- 安藤委員 平日がええのか、それとも土曜日がええのか。
- 大内委員長 平日でとればいいですけども。
- 元吉委員 予定が合えばです。議会ですよ、3月10日ごろ。
- 鬼頭副市長 議会が2月25日から議会が我々のほう。
- 元吉委員 はい。何日までですか。
- 鬼頭副市長 3月の何日までやったっけ、議会は。
- 余田企画総務部長 28やろ。
- 元吉委員 えっ。
- 鬼頭副課長 いやいや、いっぱいではないですよ。
- 鬼頭副市長 間はいたりはしてるんですけどね。毎日ずっと議会ということではなくて。
- 元吉委員 空き日はですよ。
- 鬼頭副市長 土日であれば、基本的に議会は入ってないですけど。
- 山中財務部長 それ以外やったら、具体的に日を上げていくしかないですね。
- 大内委員長 そしたら、もし春日でやるとなると、丹波市でやるとなると、丸一日…
- …。
- 鬼頭副市長 どちらかいうたら、委員の先生方の日程を優先していただいて、何も私や部長が出てこなくても、今日はまあ言うたら委員会の報告ということであれしましたけど、要するに調べた結果に対して事務局が出てきて受け答えするということでよければ、先生方の日程を優先していただいたら。
- 大内委員長 はい。じゃあ、3月の、私、10、11、12が空いてるんですが、このうちのどこかに入りませんかしょうか。
- 北林委員 これ何曜日ですか。
- 大内委員長 月、火、水ですが。
- 元吉委員 そちらの議会、ああそうか、事務局はでも議会の予定はどうですか。
- 安藤委員 私はね、その3日間は全然だめでして、申しわけないです。

- 大内委員長　なら、もっと後ということですか。それとも前ですか。前はもう、一日あいてる日がないんですよ、土曜日ぐらいしか。先生、15日まではあれやね。
- 安藤委員　いや、まあ土曜日であれば、例えば8とか15とかでも構わないんですが。
- 大内委員長　15、だめや。8だったらいいですけど、土曜日。
- 元吉委員　私がだめ。まあ3人以上いたらできます。
- 大内委員長　3人以上いたらできるいうたって、まあできるだけそろったほうがいいです。4日はどうですか、ちょっと早いですが。
- 元吉委員　4日もだめです。
- 安藤委員　4日もだめですね。
- 元吉委員　厳しいですよ。
- 大内委員長　あいてるなと思ったら休日だったわ。21日。
- 元吉委員　だんだん先になっちゃいますよね。一度早目に、もちろん公開して傍聴していただいて、不信感を少しでも取り除くのにお役立ちができればと思うんですけど、今、着眼点というか検討方針自体を私たちがやっぱりある程度そろえてたほうが安心して見ていただけるかなと思うので、少し早目にでも、もしこの神戸とかで開催をする、で、時間が何時間かとれたら、それで先にやってしまうという手もあるかなと思って。
- 大内委員長　20日ぐらいには資料が来るわけですね。
- 元吉委員　はい。
- 北林委員　それを2月いっぱいぐらいで読み込んで、3月の初めぐらいに着眼点決めます。
- 元吉委員　少しでもね。
- 大内委員長　1日はどうですか。
- 上脇委員　1日。
- 元吉委員　3月1日。
- 大内委員長　土曜日ですけど、土曜日ぐらいしか……。
- 元吉委員　どうですか。
- 安藤委員　一応大丈夫ですよ。
- 上脇委員　オーケーです。
- 元吉委員　オーケーです。
- 大内委員長　そうですか。28は、ちなみにどうですか。2月28。

- 上脇委員 オーケーです。
- 元吉委員 午後なら。
- 北林委員 これ何曜日ですかね。
- 大内委員長 金曜日です。
- 安藤委員 いいですよ、はい。
- 北林委員 うん、いいです。
- 元吉委員 午後なら。
- 大内委員長 じゃあ、そうしましょうか。できるだけ平日のほうがよろしいですもんね。
- 元吉委員 議会始まってる。
- 鬼頭副市長 我々のことは別に考えていただかなくても、はい。
- 大内委員長 議会ですよ。
- 元吉委員 でも、事務局はいらっしゃらないとだめなんです。
- 鬼頭副市長 事務局は何とかしますわ。
- 余田企画総務部長 ええ、来ます。
- 上脇委員 2月28、午後。
- 元吉委員 何時、午後。オーケーですか。28。
- 北林委員 3時ぐらいからやりますか。
- 大内委員長 どうですか。
- 北林委員 例えば詰めてやっても、2時間、3時間で言うたら相当、それが限度でしょうね。
- 元吉委員 そうですね。
- 北林委員 長くやっても……。
- 大内委員長 ……やってますけど。
- 元吉委員 はい。まあ今日はアクシデントもありました。3時にしましょう。
- 北林委員 3時。
- 大内委員長 3時でどうですか。
- 安田総務課長 場所は……。
- 大内委員長 3時ということは、5時までってということですか。
- 安田総務課長 神戸……。

- 大内委員長 会場の問題もありますね。
- 安田総務課長 ここで、今……。
- 元吉委員 ひとまずね。
- 安田総務課長 今とりに行ってきますわ。
- 元吉委員 とれるんでしたら。
- 前川総務課副課長 15時。
- 大内委員長 いや、早くてもいいですけど、私は。
- 北林委員 2時でもいいですけど。
- 元吉委員 2時でもいいです。向こうも来られるでしょうから。
- 大内委員長 私も1時でもいい。
- 前川総務課副課長 14時。
- 元吉委員 2時から5時ぐらいをイメージしますか。
- 大内委員長 2時から3時間ぐらいどうですか。
- 山中財務部長 14時から17時。
- 元吉委員 はい。
- 安田総務課長 そんな早うは終わらない。特別委員会がありますし。
- 鬼頭副市長 28日は我々部長以上はもう無理ですから、事務局しかちょっと来れませんが。
- 元吉委員 2時。
- 安田総務課長 2時。
- 元吉委員 大丈夫ですか。2時から5時ぐらいを目途にして。
- 大内委員長 はい。そうしましたら、次回は2月28日の2時から一応5時まで予定をいたします。ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大内委員長 はい。ほか、事務連絡等ございましたらどうぞ。
- 山中財務部長 事務連絡ないですか。
- 大内委員長 特にございませんか。
- 元吉委員 あと一個だけお伺いしてもいいですか。去年、水道の事案が起こってから、全職員への調査とかそういうものはされたことがありますか。意識調査だったり、綱領をつくってコンプラに励まれたりとかっていうことはお伺いしてますが。

●鬼頭副市長 調査いうのはないね。

●余田企画総務部長 23年度の方ですか。

●元吉委員 この直近1年なり2年なり。

●余田企画総務部長 正確に言うと、前の部長から聞くと、各部長に電話で、こういうことあるかって言うて、ないないないっていうんで、もう終わったという。ペーパーも何も残ってない。

●元吉委員 そういう調べ方をしてたと。

●余田企画総務部長 それが事実です。

●上脇委員 それはそれで、はい。

●元吉委員 わかりました。やっぱり多分、体質的なものだとしたら、当事者だけ、この事案は氷山の一角と、ヒヤリ・ハットのようにするとしたら、そのほかの人たちが、自分とは関係ないと思って、そんなことあり得ない、あれだけ特別だと思ってらっしゃるのか、いやいや、実は自分たちも違う件だけでもあるよってというような当事者に近い意識をみんなわさわさと思ってらっしゃるのか、どっちかなっていうことを知りたいなと。

●余田企画総務部長 もう一つ、当事者でびくびくしてるなあというのも3つ目にあるんです。

●元吉委員 皆、いつ自分かと思ってることも。その辺の感覚が多分今後の、今の検討ではなく、もう少し先の段階には。

●鬼頭副市長 ただ、調査はしてないですけども、今年度、こういったことがなぜ起こったかというような水道部の事案なり、あるいはその前の公金横領、これとはまた別なんですけど、公金横領とか、そういったものがなぜ起こったかという掘り下げる研修を全職員を対象に各部署で、なぜ起こったか考えてくれというような研修は一応全職員対象にはやってるんです。

●元吉委員 そのときの情報とかも、じゃああるってことですね。

●余田企画総務部長 ありますけど、消防本部がまた新たにやってくれたんですよね。だから、意味があつたのかな思うんですけど。

●上脇委員 全く違う視点で言うと、実は引き返せた、不正が実は起きなかった、あのときああやってよかったなっていう、そういう例もあるんですか。そういうのは把握されてるんですか。いや、それは難しいと思うんですが、あのときこう言って引き返せた。

●元吉委員 ヒヤリ・ハットのほう。

●上脇委員 そうそうそうそう。あのときああしといてよかったとか、そういうケースって……。

●鬼頭副市長 多分そういうような事例は入ってきてへんやろね。

●上脇委員 まあおそらくなかなか調査しないので。

●元吉委員 あるといいですね。

●上脇委員 比較はできますよね、多分ね。もしあればですよ。

●元吉委員 なるほどね。

●上脇委員 あのときこのケースだとうまく引き返せた、けどこのときには残念ながら歯どめがきかなかった、どこが違うんだらうなっているのは、これはあくまでも理論的な話かもしれませんが、ひょっとすると何かヒントが……。

●鬼頭副市長 そういう意味では、公益通報制度というのをつくってて、それがまあ言うたら、もしかしたらあの制度がなければ隠蔽のまま進んでいつか発覚したかもしれないけれども、それが公益通報制度を利用されたと、それも単に公益通報制度があるだけではなくて、それが活用されたというのは一つやと思いますけどね。

●上脇委員 わかりました。

●元吉委員 あと、全庁的なものだけじゃない、部局ごととかいうことの差がもしかあるとしたら、ある部局はそういうことに敏感になって、ちょっとそういうことあるけどやめとこうやってことを割と是正するほうに流れている部局と、いやいや、まあ今までもこうやしこれでええやないかと、こういう言ってる部局が分かれたりしてるとしたら、今後ですけれども、部局間で学び合うっていうことができれば、自分たちはこの世界でいいと思ってたけど、いやそうじゃなくて、隣はちゃんとやっとなぞっていったら、私たちの外部から指摘されるのも一つですけれども、中でもそういう違いが出てたら、いいところを学び合うということをすれば是正される可能性も高くなる。

●北林委員 おそらくそういうのが働いてたら、こんな次から次ようできんと思いますよ。

●元吉委員 かなり重症ってこと。

●上脇委員 何かどうも出先っていうのが僕気にはなってて、要するにある意味ちょっと離れたところで、ある意味、場合によっては例えば消防長もそうだろうけど、人事の採用のあり方も含めてある程度そこで完結してる。そうすると、長がこう言っちゃったらもう引き戻せないよなあとか、そういうのは何か今後出てくるとは思うんですけど、それは今

後また分析すれば。

●大内委員長 市の組織図……。

●安田総務課長 今からちょっと用意しますんで……。

●大内委員長 命令系統の組織図ってありましたっけ。

●安田総務課長 配らせてもらいます、資料。今からこれ。

●元吉委員 ありがとうございます。

●北林委員 次で、すみません、20日のときに資料送っていただくときにお願いなんですけど、これあるんかもわからないんですけど、決裁規程と、それからもう一つ、議会の百条委員会のほうで調査を仮にされておられるんならば、しておられなくて独自でやられるんやったらそれはそれでいいんですけども、何か調査をしておられるんやったらその調査の内容というんですかね。

●鬼頭副市長 議会がやってる調査。

●北林委員 ええ、百条委員会です。だから、それは議会で自分らでやっておられるということやったらいいんですけど、各部に対して何かお聞きになってるとか、一つの様式を決めてとか、そういうのがあれば。

●余田企画総務部長 それは現在、今度10日の日に提出して、向こうがリクエストしとる書類を全部一遍見せるんです。それから、向こうがつけた附箋をコピーせえと、こういうところです、今。

●北林委員 まだそこまで行ってないということよね。

●余田企画総務部長 はい、はい。

●安田総務課長 あと、決裁規程については、このピンク色の冊子の26、39までが決裁規程です。

●北林委員 わかりました、はいはい。

●大内委員長 また何か思いついて、こういう資料はどうだというのがございましたら、メールででも事務局のほうにご連絡させていただくと。

●安田総務課長 それと、1点事務局からご連絡ですが、これからの開催通知、ちょっともうメールでやらさせていただくということでご了解いただけますでしょうか。

●元吉委員 はい、結構です。

●大内委員長 はい、それじゃあ今日はどうも長時間。

午後3時36分 閉会